



投資信託説明書(目論見書)

2008.03

# 新生・UTIインドファンド

追加型証券投資信託／ファンド・オブ・ファンズ／自動けいぞく投資可能

設定・運用は

 新生インベストメント・マネジメント

\*本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

投資信託説明書  
[ 交付目論見書 ]  
2008.03

## 新生・UTIインドファンド

追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ / 自動けいぞく投資可能

設定・運用は  
新生インベストメント・マネジメント株式会社

本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づき、投資家に交付される目論見書です。

- 1.この投資信託説明書(交付目論見書)により行なう「新生・UTIインドファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成20年3月7日に関東財務局長に提出しており、平成20年3月8日にその効力が発生しております。
- 2.金融商品取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した投資信託説明書(請求目論見書)は、投資家からの請求があった場合に交付されます。当該請求を行った場合には、投資家自らが当該請求を行った旨を記録しておくようにしてください。なお、当投資信託説明書(交付目論見書)は、投資信託説明書(請求目論見書)を添付しております。

当ファンドは、主として、投資信託証券への投資を通じて、主にインドの株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の変動や、株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資をする場合は、為替の変動により、損失を被ることがあります。

- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関で投資信託を購入された場合、投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。

下記の事項は、この投資信託(以下「当ファンド」といいます。)をお申込されるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。お申込の際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みください。

## 記

### ◎当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主として、インドの株式を実質的な投資対象としますので、組入株式価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状態の悪化等の影響による株式価格の下落の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資をしておりますので、為替変動により、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額

の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「カントリーリスク」「組入有価証券の価格変動・信用・流動性リスク」や「為替リスク」等があります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドのリスク」をご確認下さい。

### ◎当ファンドに係る手数料等について

#### ●申込時に直接ご負担いただく費用

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に対して上限 3.675%(税抜 3.5%)

#### ●解約時に直接ご負担いただく費用

信託財産留保金 換金申込日の翌営業日の基準価額に対して 0.3%

#### ●投資信託の保有期間中にご負担いただく費用

- ・信託報酬 信託財産の純資産総額に対して年率 1.197%(税抜 1.14%)
- ・投資対象ファンドの運用報酬 年率 0.7%

実質的な信託(運用)報酬率(税込・年率)の概算値
--------------------------

年 1.897%程度
------------

#### ●その他費用

有価証券の売買に係る売買委託手数料、ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息、外貨建資産の保管等に要する費用、ファンドに係る監査費用等

その他費用(投資対象ファンドにおいて発生する費用等を含みます。)については、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご確認下さい。

## 交付目論見書 目次

目論見書の概要	①
<b>第一部 【証券情報】</b>	<b>1頁</b>
(1) 【ファンドの名称】	(7) 【申込期間】
(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】	(8) 【申込取扱場所】
(3) 【発行（売出）価額の総額】	(9) 【払込期日】
(4) 【発行（売出）価格】	(10) 【払込取扱場所】
(5) 【申込手数料】	(11) 【振替機関に関する事項】
(6) 【申込単位】	(12) 【その他】
<b>第二部 【ファンド情報】</b>	<b>4頁</b>
<b>第1 【ファンドの状況】</b>	<b>4頁</b>
1 【ファンドの性格】	4頁
(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】	
(2) 【ファンドの仕組み】	
2 【投資方針】	10頁
(1) 【投資方針】	(4) 【分配方針】
(2) 【投資対象】	(5) 【投資制限】
(3) 【運用体制】	
3 【投資リスク】	16頁
(1) 【ファンドのリスクと留意点】	(2) 【投資リスクに対する管理体制】
4 【手数料等及び税金】	20頁
(1) 【申込手数料】	(4) 【その他の手数料等】
(2) 【換金（解約）手数料】	(5) 【課税上の取扱い】
(3) 【信託報酬等】	
5 【運用状況】	25頁
6 【手続等の概要】	28頁
(1) 【申込（販売）手続等】	(2) 【換金（解約）手続等】
7 【管理及び運営の概要】	31頁
(1) 【資産管理等の概要】	(2) 【受益者の権利等】
<b>第2 【財務ハイライト情報】</b>	<b>35頁</b>
<b>第3 【内国投資信託受益証券事務の概要】</b>	<b>37頁</b>
<b>第4 【ファンドの詳細情報の項目】</b>	<b>38頁</b>
<b>信託約款</b>	<b>39頁</b>
<b>信託用語集</b>	<b>49頁</b>

## ファンドの概要

### 新生・UTIインドファンド

※お申込みの際には、掲載の投資信託説明書(交付目論見書)記載内容を良くお読みいただき、当ファンドの内容・手数料等・リスクを十分にご理解いただいた上で、お申込みください。

#### ファンドの目的及び基本的性格について

商品分類	追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ/ 自動けいぞく投資可能
ファンドの目的	この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行うことを基本とします。
主な投資対象	投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。 モーリシャス籍の円建て外国投資法人 「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class A 投資証券 証券投資信託 「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券
主な投資制限	① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。 ② 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を受けません。 ③ 株式への直接投資は行いません。 ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ⑤ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
信託期間	原則として、無期限とします。 ただし、投資信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	原則として、毎年12月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。 なお、該当日が休業日の場合は翌営業日です。
収益分配	毎決算時に、委託者が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。 ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合があります。 収益分配金に関する留意点 「分配金受取りコース」 原則として、決算日から起算して5営業日目までに収益分配金のお支払いを開始いたします。 「分配金再投資コース」 原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

取得申し込み手続きについて	
申込方法	<p>販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申込みが可能です。</p> <p>収益分配金の受取方法によって</p> <p>「分配金受取りコース」</p> <p>「分配金再投資コース」</p> <p>の2通りがあります。</p> <p>なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。</p>
受付時間	<p>原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所※が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日のお取り扱いとなります。</p> <p>※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。</p>
受付不可日	<p>販売会社の営業日であっても、取得お申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込の受付を行いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● モーリシャスの銀行休業日</li> <li>● インドのムンバイ証券取引所の休業日</li> <li>● インドのナショナル証券取引所の休業日</li> </ul>
受付場所	販売会社につきましては、委託会社にお問い合わせください。
申込価額	<p>取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。</p> <p>※基準価額につきましては、販売会社ないしは委託会社にお問い合わせください。</p>
申込単位	お申込単位につきましては、販売会社ないしは委託会社にお問い合わせください。
取得申込の受付の中止・既に受付けた取得申込の受付の取消	<p>金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。</p>

\*当ファンドについては、販売会社または下記の連絡先までお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社 (委託会社)

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問合せ時間(営業日) 9:00~17:00 (半休日となる場合 9:00~12:00)

換金(解約)手続きについて	
受付時間	原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日のお取扱いとなります。
受付不可日	販売会社の営業日であっても、換金請求受付日が下記のいずれかに該当する場合は、換金の請求の受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● モーリシャスの銀行休業日</li> <li>● インドのムンバイ証券取引所の休業日</li> <li>● インドのナショナル証券取引所の休業日</li> </ul>
支払い開始日	原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いいたします。
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。 ※ 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.3%)
換金単位	販売会社が定める単位を持って換金できます。 ※ 販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
お手持額	1口当たりのお手持額は、解約価額から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し10%)を差し引いた金額となります。 ※ 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
換金申込の受付の中止・既に受付けた換金申込の受付の取消	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約の請求を受付けることができる日とします。)に解約の請求を受付けたものとして取り扱います。



**当ファンドにおいてご負担いただきます手数料等**

申込手数料 お申込手数料につきましては、3.675% (税抜 3.50%) を上限として販売会社が定めるものとします。

※詳しくは、販売会社ないしは委託会社にお問い合わせください。

信託報酬等 信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年 1.197% (税抜 1.14%) の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。

※信託報酬の配分は、以下の通りとします。(括弧内は税抜です。)

信託報酬(年率)			
合計	販売会社	委託会社	受託会社
1.197%	0.735%	0.4095%	0.0525%
(1.14%)	(0.70%)	(0.39%)	(0.05%)

信託事務の諸費用および監査費用 ①ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

②ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

③ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々、費用計上し、信託報酬の支弁される日に信託財産中から支払われます。

④ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

※その他の手数料等につきましては、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

※手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

換金(解約)手数料 ①換金(解約)手数料  
換金(解約)手数料はありません。

②信託財産留保額  
解約請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額とします。

<参考> ●新生 ショートターム・マザーファンドの信託報酬、申込手数料、換金手数料等はかかりません。

**投資先ファンドにおいてご負担いただきます手数料等**

申込手数料 換金(解約) 手数料	当ファンドが投資対象とするモーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited Class A」(以下「投資先ファンド」といいます。)における手数料等 申込手数料はありません。 換金(解約)手数料はありません。		
運用報酬	<table border="1" data-bbox="375 593 1412 638"> <tr> <td>運用報酬 (年率)</td> <td>純資産の 0.70%</td> </tr> </table>	運用報酬 (年率)	純資産の 0.70%
運用報酬 (年率)	純資産の 0.70%		
<参考>	<p>当ファンドの信託報酬に、投資先ファンドの運用報酬(年率 0.70%)を加えた、受益者が実質的に負担する信託(運用)報酬率の概算値は以下の通りです。(申込手数料、解約留保金等は含んでおりません。)ただし、この値はあくまでも実質的な信託(運用)報酬率の目安であり、投資先ファンドの組入れ状況によっては、実質的にご負担いただく信託(運用)報酬率は変動いたします。</p> <table border="1" data-bbox="375 952 1412 1041"> <tr> <td>全体としての実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値</td> </tr> <tr> <td>年 1.897% 程度</td> </tr> </table>	全体としての実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値	年 1.897% 程度
全体としての実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値			
年 1.897% 程度			
その他の 手数料等	<p>①管理事務代行会社報酬(年率)として投資先ファンドの純資産の 0.07%</p> <p>②保管会社報酬(年率)として投資先ファンドの純資産の 0.03%</p> <p>③弁護士費用等の設定費用として約 8,239,000 円※ (当初 5 年間で償却年額約 1,647,800 円※)</p> <p>※1 米ドル=110 円で換算。</p> <p>④副保管報酬および登録・名義書換代理人報酬等、監査報酬、弁護士報酬等、有価証券売買時の取引費用等および一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息</p> <p>(*)「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に全ての料率、上限額等を表示することはできません。</p> <p>※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)第二部【ファンド情報】第1【ファンドの状況】4【手数料等及び税金】(20 頁)を必ずご参照ください。</p>		

## 主なリスクと留意点

### 主なリスクと留意点

#### ①カントリーリスク

当ファンドの投資先ファンドは、インドの株式に投資を行います。投資対象国であるインドなどのエマージング諸国は、先進国と比較し、一般的に情報の開示などの基準が異なる場合があります。投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。インド政府は自国経済を規制または保護監督する上で大きな影響力を行使することが考えられます。したがって、先進国の株式への投資に比較して、金融商品市場の価格変動が大きくなるばかりでなく、規制の内容等によっては、ファンドによる投資資金の回収が一時的に困難となる、または、不可能となることも想定されます。その場合、当ファンドにも大きな影響を及ぼします。また、インドの株式には、銘柄によりFII(外国人機関投資家)などに対する保有比率の制限があります。したがって、外国人機関投資家の保有比率の状況によっては買付が制約される場合があります。一般に、エマージング諸国は、政治・経済情勢などの安定性の欠如による、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)も想定されます。その他、政府当局による海外からの投資規制や外国人投資家に対する追徴的な課税、自国外への送金規制、金融商品取引所の閉鎖や取引停止等の規制が突然導入されることも想定されます。

#### ②組入株式の価格変動リスク・信用リスク

当ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。株式の価格は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、組入株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資元本を割り込むことがあります。

#### ③組入株式の流動性リスク

インドなどのエマージング諸国の金融商品市場は、先進国と比較して、一般に、その市場規模が小さく、金融商品取引量が少なく、流動性等に問題があります。市場環境によっては、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、流動性が極端に減

主なリスクと  
留意点

少することも想定されます。

## ④為替変動リスク

インドなどのエマージング諸国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。また、投資先ファンドは、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が変動する為替変動リスクがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、金利の変動その他様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動することがあります。したがって、当ファンドの実質的な投資対象国のインドの株価が上昇しても、外国為替相場の変動により当該通貨に対し円高となった場合、当ファンドの基準価額は下落する場合があります。

## ⑤投資先ファンド設定地および投資対象国における税制変更のリスク

当ファンドの投資先ファンドの設定地および投資対象国において、税制の変更が行われた場合には、その影響により、当ファンドの基準価額が下落することがあります。

## ⑥一部解約による資金流出に伴う基準価額変動のリスク

一部解約代金の支払資金を手当するために当ファンドが投資する投資先ファンドの組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや、大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては、当ファンドが投資する投資先ファンドの基準価額が大きく変動することとなり、当ファンドの基準価額も大きく変動する要因となります。また、当ファンドが投資する投資先ファンドの組入有価証券の売却代金の回収が遅延し、当該投資信託証券の解約手続きが遅延した場合等、当ファンドで一時的に資金借入れを行い解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

## ◎留意事項等

⑦当ファンドが組入れる投資先ファンドの基準価額

⑧取得申込・解約申込の受付の中止・取消および制限

⑨資産規模に関わる留意点および信託の途中終了

⑩法令・税制・会計等の変更

⑪収益分配金に関する留意点

※ 詳しくは交付目論見書 第二部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】 3【投資リスク】 (16 頁)を必ずご参照ください。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

新生・UTIインドファンド(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託・受益権です。(以下「受益権」といいます。)
- ・格付は取得しておりません。

※ファンドの受益権は社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額<sup>\*1</sup>とします。

午後3時(わが国の金融商品取引所<sup>\*2</sup>の半休日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

※1 「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

※2 「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。(以下同じ。)

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の下記の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日)9:00~17:00 (半休日となる場合は9:00~12:00)

また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「Uインド」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

**(5)【申込手数料】**

- ① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.675% (税抜 3.5%) を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社または委託会社の(4)の照会先にお問い合わせください。

- ② 「分配金再投資コース」でお申込みの場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。

**(6)【申込単位】**

申込単位につきましては、販売会社または委託会社の(4)の照会先にお問い合わせください。

**(7)【申込期間】**

平成 20 年 3 月 10 日から平成 21 年 3 月 5 日とします。

平成 21 年 3 月 6 日以降のお申込期間については、あらたに有価証券届出書を提出することによって更新されます。

**(8)【申込取扱場所】**

申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については委託会社の(4)の照会先までお問い合わせ下さい。

**(9)【払込期日】**

お申込金額は、販売会社が指定する期日までにお支払いください。お申込金額には利息は付利されません。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

**(10)【払込取扱場所】**

お申込金額は、お申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日) 9:00~17:00 (半休日となる場合は9:00~12:00)

**(11)【振替機関に関する事項】**

ファンドの受益権にかかる振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

## (12)【その他】

### ① 申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「分配金受取りコース」と、分配金が税引き後無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。

お申込みの際には、「分配金受取りコース」か「分配金再投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### ② 取得申込不可日

継続申込期間中は、販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記に該当する場合は、取得のお申込みの受付けは行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- モーリシャスの銀行休業日
- インドのムンバイ証券取引所の休業日
- インドのナショナル証券取引所の休業日

### ③ 取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

### ④ 日本以外の地域における発行は行いません。

### ⑤ 振替受益権について

- ・ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前頁「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。
- ・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前頁「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考)

#### ◆ 投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還などがコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### a. ファンドの目的

中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

###### b. ファンドの基本的性格

追加型証券投資信託、ファンド・オブ・ファンズです。

※ 「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める証券投資信託の分類において、「主として投資信託証券(証券投資信託受益証券及び証券投資法人の投資証券(マザー信託を除く。))に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

###### c. 信託金限度額

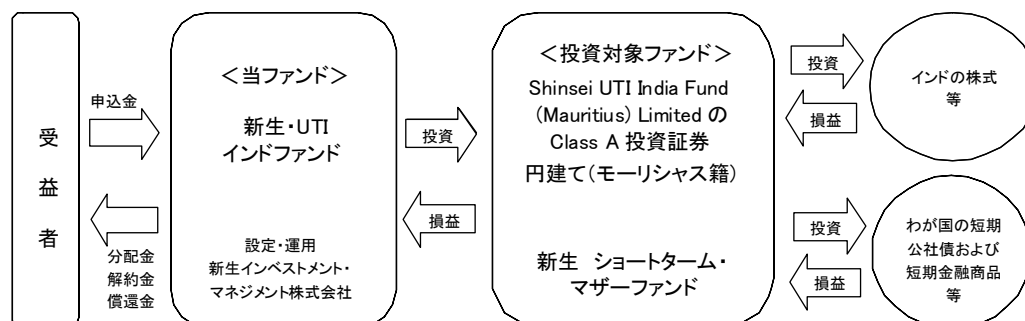
委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。  
委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

###### d. ファンドの特色

1

当ファンドは、主として外国投資法人 Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited の Class A投資証券に投資し、一部国内投資信託証券にも投資するファンド・オブ・ファンズです。

#### <ファンドの仕組み>



- ✓ 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市場動向などを勘案して決定するものとし、原則として、Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited の Class A投資証券への投資割合を高位とすることを基本とします。
- ✓ 当ファンドの投資対象ファンドである Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited の Class A投資証券の投資資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ✓ 「新生 ショートターム・マザーファンド」は主としてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、新生インベストメント・マネジメントが運用します。

※ 資金動向、市場動向等を勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。



## 投資対象ファンドの概要

### (ア) Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited の Class A投資証券

ファンド名	Shinsei UTI India Fund (Mauritius) LimitedのClass A投資証券	
形態	モーリシャス籍の円建て外国投資法人	
運用の基本方針	成長性の高いインド株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長をめざした運用を行います。	
主な投資対象	ムンバイ証券取引所またはナショナル証券取引所に上場する株式等を主要投資対象とします。 ただし、直接投資に加えて、預託証券*を用いた投資も行うことがあります。	
ファンドの関係法人	運用会社	UTI Investment Management Company (Mauritius) Limited
	運用助言者	UTI ASSET MANAGEMENT COMPANY LIMITED
	管理会社	Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited
ファンドの特徴	<p>1.主として、ムンバイ証券取引所またはナショナル証券取引所に上場する株式に投資を行い、中長期的な信託財産の成長をめざした運用を行います。</p> <p>2.マクロ経済や、セクター見通しの分析によるトップダウン・アプローチ、個別企業の予想 PERなどの定量分析や、成長性などの定性分析によるボトムアップ・アプローチにより、ポートフォリオを構築します。</p> <p>3.運用会社であるUTI Investment Management Company (Mauritius) Limitedは、UTI ASSET MANAGEMENT COMPANY LIMITED からの投資助言をもとに運用を行います。</p> <p>*当ファンドは純資産総額の10%を超えて借入を行いません。</p>	
手数料等	申込手数料	申込手数料はかかりません。
	運用報酬および管理報酬等	年率0.8%(上限) (#.)
決算日	毎年3月31日	

\* 預託証券とは、企業の株式を海外でも流通させるために、企業の株式を現地の銀行等に預託し、預託を受けた現地の銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

#. 4【手数料及び税金】《参考》(22 頁)をご参照ください。

### (イ) 新生 ショートターム・マザーファンド

ファンド名	新生 ショートターム・マザーファンド
商品分類	親投資信託(マザーファンド)
運用の基本	わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	主としてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資を行い、利益等収益の確保を図ります。
主な投資制限	<p>① 外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>② 有価証券先物取引等を行うことができます。</p> <p>③ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。</p>
設定日	2006年12月27日(水)
信託期間	無期限とします。 ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	原則として、毎年12月10日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。
申込手数料	申込手数料はかかりません。
信託報酬	信託報酬はかかりません。
委託会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社

## 2

当ファンドの投資対象ファンドであるShinsei UTI India Fund (Mauritius) LimitedのClass A投資証券は、主としてインドの証券取引所に上場する株式を実質的な投資対象とし、直接投資に加えて預託証券\*を用いた投資等を行うことにより、中長期的な信託財産の成長を目指します。

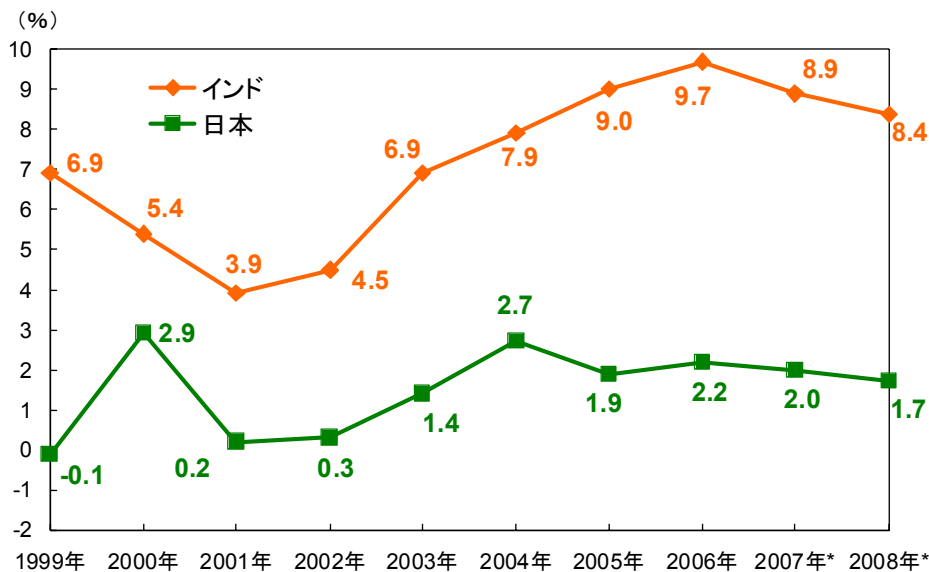
\*企業の株式を海外でも流通させるために、企業の株式を現地の銀行等に預託し、預託を受けた現地の銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は株式同様に金融商品取引所等で取引されています。

### インドの概況

- ✓ インドの2006年人口は約11億人。中国に続いて世界第2位の人口大国です。
- ✓ 国土面積は日本の約9倍、3,287,590km<sup>2</sup>に及びます。
- ✓ 主要産業は綿花・石炭等の一次産業が主。近年の経済化により自動車産業やIT産業（IT：情報技術の略）も発展しています。
- ✓ 2006年の国内総生産は8,737億米ドル、実質経済成長率は9.7%。

（出所：世界各国経済情報ファイル2006、IMF（国際通貨基金）2007年10月現在）

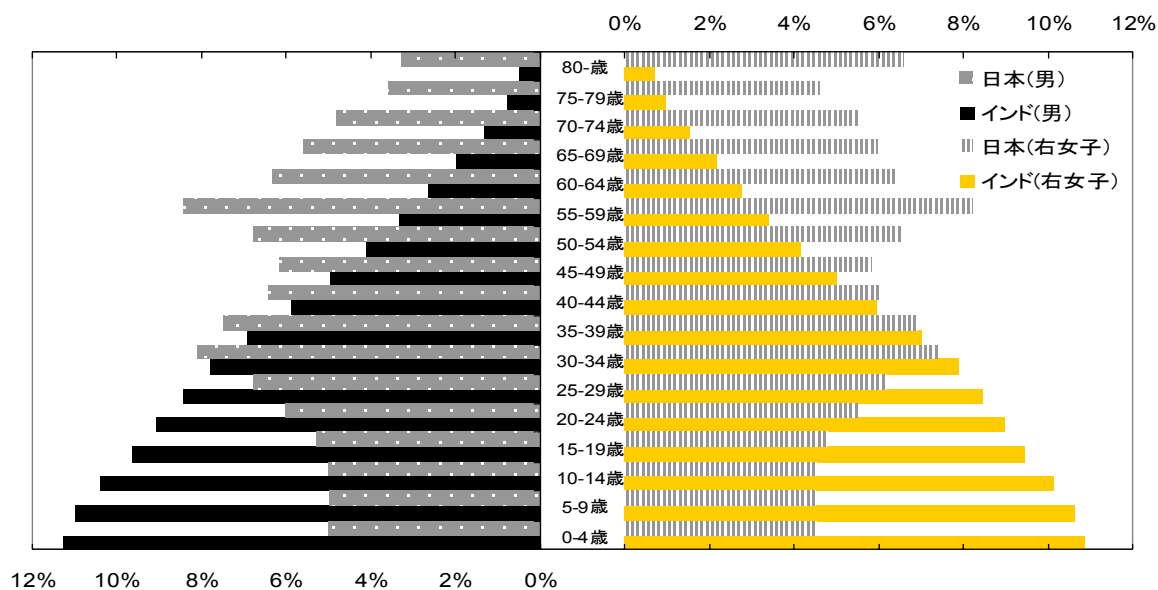
<インド・日本の実質経済成長率推移>



出所：IMF（国際通貨基金）2007年10月現在。\*2007年、2008年はIMF（国際通貨基金）予測値。

- ✓ インドの2006年の実質経済成長率は9.7%。2007年10月にIMF（国際通貨基金）が発表したインドの予想実質経済成長率は2007年は8.9%、2008年は8.4%です。

<インド・日本人口構成比率（2006年）>



出所：U. S. Census Bureau

- ✓ インドの 2006 年の人口は約 11 億人で中国に続いて世界第 2 位です。
- ✓ 今後、日本等の先進国は高齢化社会を迎え成長率の鈍化が懸念される一方、インドは経済成長の原動力となる労働世代（15 歳～64 歳）割合の増加が見込まれています。
- ✓ 労働世代の割合が高い国は、消費の活性化を伴い経済成長を押し上げる役割を果たしていると言われています。

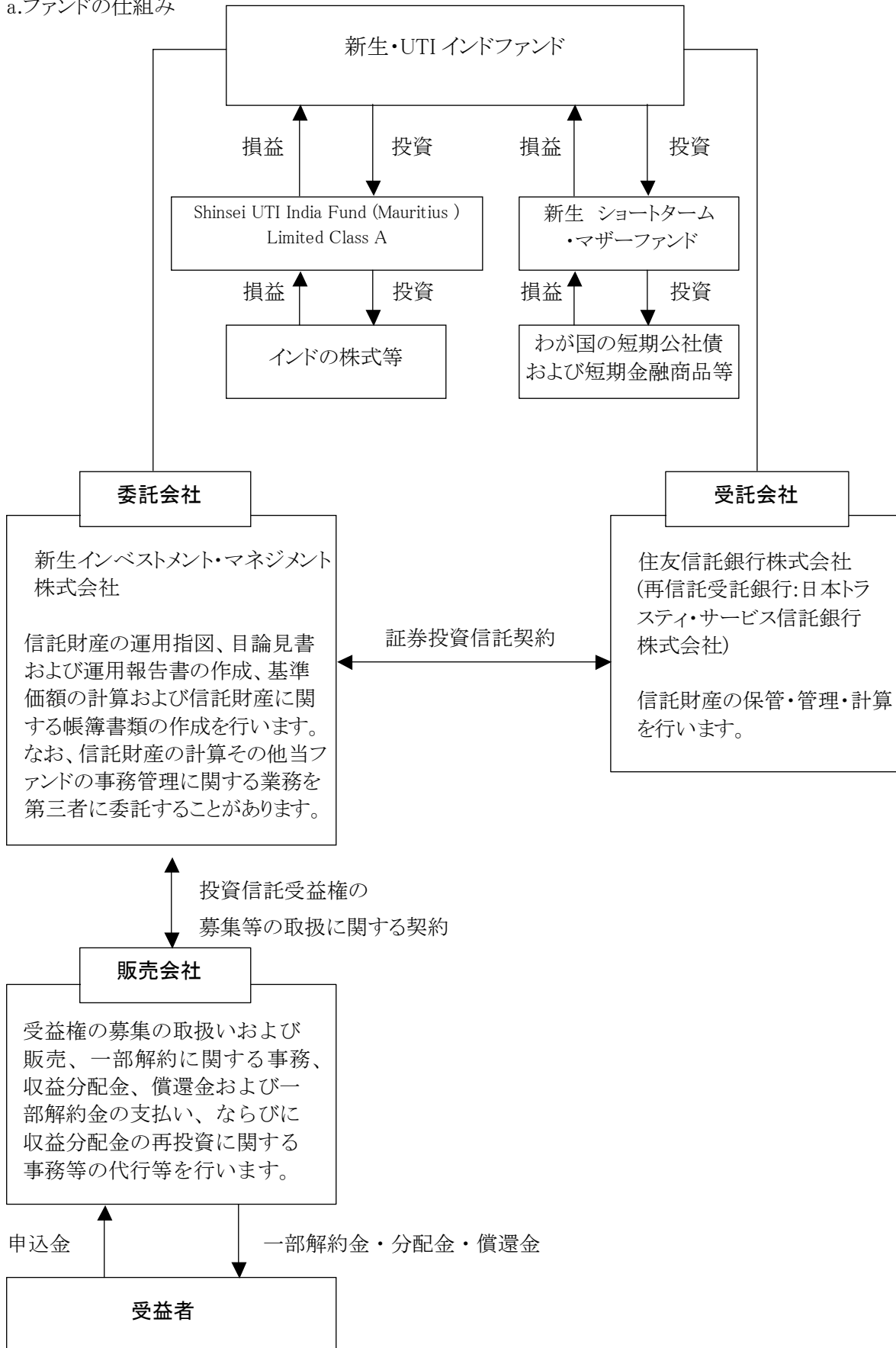
### 3

#### UTI グループによる運用

- ✓ 当ファンドの投資対象ファンドである Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited の Class A 投資証券は、インド国内の大手投信会社である UTI グループが運用します。
- ✓ UTI グループは、1963 年にインドで最初に設立されるなど、40 年以上の歴史を持つインド国内最古の投信会社です。
- ✓ UTI グループは、マクロ分析やセクター分析等を行うトップダウン・アプローチと個別銘柄の調査等を行うボトムアップ・アプローチを併用して運用を行っています。

(2)【ファンドの仕組み】

a.ファンドの仕組み



## b. 契約等の概要

### 1. 証券投資信託契約

「証券投資信託契約」は、委託会社(新生インベストメント・マネジメント株式会社)と受託会社(住友信託銀行株式会社)との間で結ばれ、投資運用方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。

### 2. 投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約

「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」は、委託会社(新生インベストメント・マネジメント株式会社)と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引き受けることを定めた契約です。

## c. 委託会社等の概況

### ・資本金

4億9,500万円(平成19年12月末日現在)

### ・沿革

平成13年12月17日: 新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立。

平成14年2月13日: 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録。

平成15年3月12日: 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可。

平成19年9月30日: 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録。

### ・大株主の状況

(平成19年12月末日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	所有比率(%)
株式会社新生銀行	東京都千代田区 内幸町二丁目1番8号	9,900	100

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

- ① 主として、モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund(Mauritius) Limited」の Class A 投資証券及び証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券を投資対象とします。

\*当ファンドはファンド・オブ・ファンズであり、投資対象とする外国投資信託に組み入れられる銘柄の選択について重視し、当該ファンドに投資を行う。

- ② 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ③ 投資信託証券については、見直しを行うことがあります。この際、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を変更したりする場合があります。
- ④ 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

#### ① 投資の対象とする資産の種類

投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形(上記イに掲げるものに該当するものを除きます。)

次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

#### ② 運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の外国投資法人の投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)および新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)ならびに次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class A投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
2. 証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券(金融商品取引法第

2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等(社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)

③ 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

### (3) 【運用体制】

#### ① 新生インベストメント・マネジメント株式会社

ファンド運用に関する主な会議および組織は以下の通りです。

会 議	役 割・機 能
投資政策委員会	運用に関わる基本事項を審議し、運用が適切かつ適正に行われる体制を整えることを目的として、原則月1回会議を開催しています。 運用の基本方針の決定を行い、運用計画、投資ガイドライン等の検討を行います。
リスク管理委員会	業務執行に際して生じる多様なリスクについての基本事項及び関連事項を審議、決定することを目的として、原則月1回会議を開催しています。 運用リスクの管理状況、投資ガイドラインの遵守状況等の確認を行います。

組 織	役 割・機 能
運用部 (8名)	運用部は、運用計画書を作成し、投資政策委員会に提出して承認を受けます。 ・ 当ファンドにおいては、投資環境および資金動向等により、投資対象ファンドおよびその他資産への投資割合を総合的に判断し決定します。 ・ 投資制限のチェック、運用成果の分析および評価、運用リスク分析等を定期的に行います。
トレーディング室	運用計画書の確認後、売買発注の執行等を行います。
管理部	信託財産の管理事務のほか、運用リスクの管理、法令遵守状況の管理も行います。

\* なお、コンプライアンス・オフィサーは、管理部に属します。

\* 上記体制等は平成20年3月7日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンドマネジャーが遵守すべきサービス規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱い基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

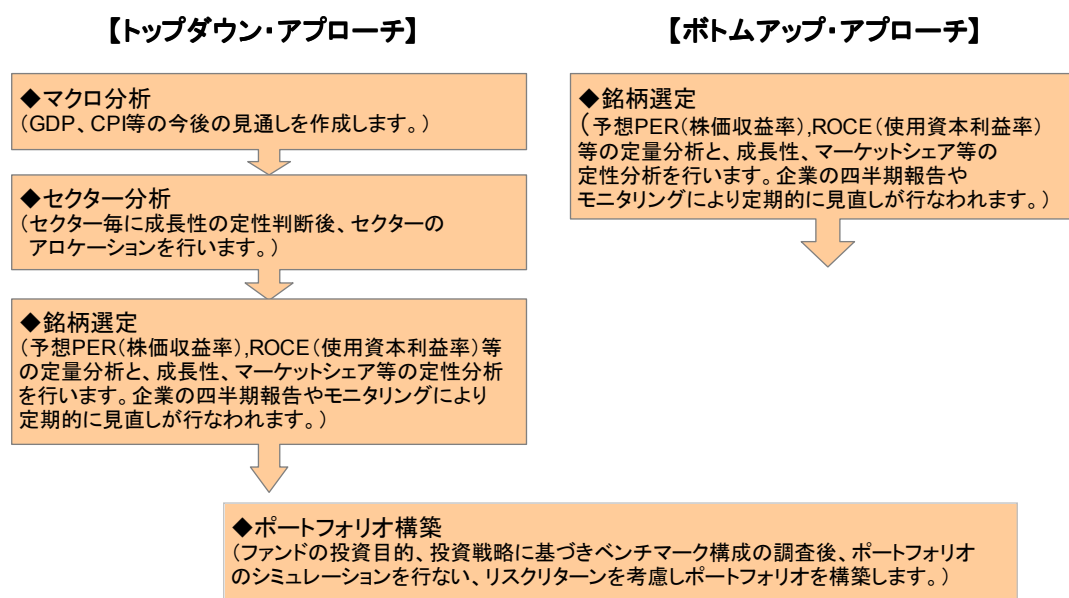


## ② UTIアセットマネジメント社

運用体制は以下の通りであり、それぞれの役割が明確に定義された体制となっています  
(2007年9月末現在)。

証券リサーチ部門	13名
ファンドマネジメント部門	22名
ポートフォリオマネジメント部門	12名
リスク管理部門	4名
コンプライアンス部門	5名

### 投資プロセス



・UTIグループにおける投資の意思決定プロセスは、トップダウンとボトムアップを組み合わせたアプローチを採用しています。トップダウン・アプローチでは、リサーチ・チームによるインド経済を主としたマクロ分析と各セクターの成長性などを基にしたセクター分析を経て、セクターのアロケーションを決定します。一方、ボトムアップ・アプローチでは、銘柄リサーチ・チームが予想PERなどの定量分析およびマーケットシェアなどの定性分析から約500社の投資ユニバースを決定します。なお、この投資ユニバースは企業の四半期決算を基に定期的に見直されます。双方向のアプローチを基にファンドマネージャーはファンドの投資目的、投資戦略、投資リスクなどを勘案してポートフォリオの構築を行います。

※上記体制は平成20年3月7日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

##### ① 収益分配方針

毎決算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

##### a. 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

##### b. 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

##### c. 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益(無分配期の利益を含みます。)については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

##### ② 収益分配金の支払い

##### 「分配金受取りコース」

原則として決算日から起算して5営業日目までに収益分配金のお支払いを開始いたします。支払いは販売会社において行います。

##### 「分配金再投資コース」

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

(注)収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」の場合は、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (5)【投資制限】

### 投資信託約款に基づく投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等(社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託の約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を受けません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑥ 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ⑦ 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ⑧ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスクと留意事項

当ファンドが、投資対象とするモーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」のClass A(以下「投資先ファンド」といいます。)は、主にインドの株式を投資対象としていますが、その他の有価証券に投資することもあります。ファンドの基準価額は、組み入れた株式やその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

# ファンドに生じた損益はすべて受益者に帰属します。

# 元本が保証されているものではありません。

# 一定の収益や投資利回り等 成果が約束されているものではありません。

# 以下に記載するリスクおよび留意点は当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんので、ご注意ください。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下の通りです。

#### (a) カントリーリスク

当ファンドの投資先ファンドは、インドの株式に投資を行います。投資対象国であるインドなどのエマージング諸国は、先進国と比較し、一般的に情報の開示などの基準が異なる場合があります。投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。インド政府は自国経済を規制または保護監督する上で大きな影響力を行使することが考えられます。したがって、先進国の株式への投資に比較して、金融商品市場の価格変動が大きくなるばかりでなく、規制の内容等によっては、投資資金の回収が一時的に困難となる、または、不可能となることも想定されます。その場合、当ファンドにも大きな影響を及ぼします。また、インドの株式には、銘柄によりFII(外国人機関投資家)などに対する保有比率の制限があります。したがって、外国人機関投資家の保有比率の状況によっては買付が制約される場合があります。一般に、エマージング諸国は、政治・経済情勢などの安定性の欠如による、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)も想定されます。その他、政府当局による海外からの投資規制や外国人投資家に対する追徴的な課税、自国外への送金規制、金融商品取引所の閉鎖や取引停止等の規制が突然導入されることも想定されます。

#### (b) 組入株式の価格変動リスク・信用リスク

当ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。株式の価格は、短期的または長期

的に大きく下落することがあります。また、組入株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資元本を割り込むことがあります。

(c)組入株式の流動性リスク

インドなどのエマージング諸国の金融商品市場は、先進国と比較して、一般に、その市場規模が小さく、金融商品取引量が少なく、流動性等に問題があります。市場環境によっては、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行なわれたり、流動性が極端に減少することも想定されます。

(d)為替変動リスク

インドなどのエマージング諸国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。また、投資先ファンドは、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が変動する為替変動リスクがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、金利の変動その他様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動することがあります。したがって、当ファンドの実質的な投資対象国のインドの株価が上昇しても、外国為替相場の変動により当該通貨に対し円高となった場合、当ファンドの基準価額は下落する場合があります。

(e)投資先ファンドの設定地および投資対象国における税制変更のリスク

当ファンドの投資先ファンドの設定地および投資対象国において、税制の変更が行なわれた場合には、その影響により、当ファンドの基準価額が下落することがあります。

(f) 投資先ファンドの基準価額

投資先ファンドの基準価額は、当該ファンドの関係法人が当該国の組入有価証券等の価格評価基準などに基づき算出されますが、当該株式等の価格の訂正により当ファンドが組入れる投資先ファンドの基準価額も影響を受けることがあります。しかし、投資先ファンドの基準価額が影響を受けた場合でも、当該国の法令等に基づき一定の基準内であれば訂正は行わない場合もあり、当ファンドの基準価額も訂正されないことがあります。

(g)取得申込・解約申込の受付の中止・取消および制限

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込、解約申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込、解約申込の受付を取り消すことができます。なお、信託期間中のモーリシャスの銀行休業日、インドのムンバイ証券取引所休業日あるいは、インドのナショナル証券取引所休業日と同日の場合には、取得申込、解約申込の受付をいたしません。

(h)一部解約による資金流出に伴う基準価額変動のリスク

一部解約代金の支払資金を手当するために当ファンドが投資する投資先ファンドの組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや、大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては、当ファンドが投資する投資先ファンドの基準価額が大きく変動することとなり、当ファンドの基準価額も大きく変動する要因となります。また、当ファンドが投資する投資先ファンドの組入有価証券の売却代金の回収が遅延し、当該投資先ファンドの解約手続きが遅延した場合等、当ファンドで一時的に資金借入れを行ない解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

(i)資産規模に関わる留意点および信託の途中終了

当ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。その場合、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(j)法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(k)収益分配金に関する留意点

収益分配金は、決算毎に委託会社が経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等を中心に基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するため分配額は決算毎に変動します。したがって、一定水準の収益分配が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、分配対象額が少額の場合や、決算時点での基準価額の水準によっては、分配を行わない場合があります。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

### ① 新生インベストメント・マネジメント社

#### ・当社の基本方針と組織

当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会のもとで一元的に管理する体制となっております。社内各部から集められたリスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられたのち、管理状況等につき改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されます。投資リスクを管理する実務担当部は以下の通りです。

組織	役割・機能
運用部	<ul style="list-style-type: none"><li>・基準価額の変動が、商品性と著しく乖離していないことを日々確認します。</li><li>・投資ファンド及び投資ファンドの運用を行う運用会社の評価については、定期的に見直し、その結果を投資政策委員会に報告します。</li></ul>
管理部	<ul style="list-style-type: none"><li>・投資ガイドラインや社内規定に基づく運用制限のモニタリングを行います。</li><li>・法令及び信託約款の遵守状況をモニタリングします。</li></ul>

#### ・コンプライアンス体制

管理部(コンプライアンス・オフィサーは管理部に属します。)は、当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導を行います。また、コンプライアンス委員会を設置し、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

※上記体制は平成20年3月7日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### ② UTI アセットマネジメント社

リスク管理政策はリスク管理部門の長と各部門の長との間で決定されます。フロント、バック、リスク管理業務等が全て統合され、関係部署が瞬時に状況を把握できるシステムに基づきリスク管理がなされます。コンプライアンス・オフィサーとリスク管理部門は運用部門とは独立しチェックしています(2007年12月4日現在)。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

- ① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.675%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額)(税抜 3.5%) を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、委託会社までお問い合わせ下さい。

- ② 収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。

##### (2)【換金(解約)手数料】

- ① 換金(解約)手数料

換金(解約)手数料はありません。

- ② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額とします。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額のことをいいます。

##### (3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年 1.197%(税抜 1.14%)の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。

- ② 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率(年率)			
合計	販売会社	委託会社	受託会社
1.197%	0.735%	0.4095%	0.0525%
(1.14%)	(0.70%)	(0.39%)	(0.05%)

※括弧内は税抜です。

- ③ 信託報酬の支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、計算期間の最初の6ヶ月終了日(該当日が休業日のときは、翌営業日とします。)、毎計算期間終了日、および信託終了のときに、信託財産から支払います。

- ④ 新生 ショートターム・マザーファンドの信託報酬等

信託報酬、申込手数料および換金手数料はかかりません。



#### (4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ② ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ③ ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々、費用計上し、信託報酬の支弁される日に信託財産中から支払われます。
- ④ ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

※ その他の手数料等につきましては、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

※ 手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《参考》

投資対象とするモーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class A (以下「投資先ファンド」といいます。)に係る手数料について

- (1) 申込手数料 申込手数料はありません。  
(2) 換金(解約)手数料 換金(解約)手数料はありません。  
(3) 運用報酬

運用報酬 (年率)	投資先ファンドの純資産の 0.70%
-----------	--------------------

なお、当ファンドの信託報酬率に、投資先ファンドの運用報酬(年率 0.70%)を加えた、受益者が実質的に負担する信託(運用)報酬率の概算値は以下の通りです。(申込手数料、解約留保額等は含んでおりません。)ただし、この値はあくまでも実質的な信託(運用)報酬率の目安であり、投資先ファンドの組入れ状況によっては、実質的にご負担いただく信託(運用)報酬率は変動いたします。

全体としての実質的な信託 (運用) 報酬 (税込・年率)の概算値 年 1.897% 程度
---

(4) その他の手数料等

① 管理事務代行会社報酬(年率)

管理事務代行会社報酬	投資先ファンドの純資産の 0.07%
------------	--------------------

② 保管会社報酬(年率)

保管会社報酬	投資先ファンドの純資産の 0.03%
--------	--------------------

③ 弁護士費用等の設定費用として約 8,239,000 円※  
(当初 5 年間で償却 年額約 1,647,800 円※)

※1 米ドル=110 円で換算。

④ 副保管報酬および登録・名義書換代理人報酬等、監査報酬、弁護士報酬等、有価証券売買時の取引費用等および一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息

※「その他の手数料等」については、一部を除き運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

## (5)【課税上の取扱い】

受益者が支払いを受ける「収益分配金」のうち課税扱いとなる普通分配金(注1参照)ならびに「一部解約時」および「償還時」の個別元本(注2参照)超過額については下記の通り課税されます。

### (注1) 普通分配金と特別分配金

収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際

- イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

### (注2) 個別元本

各受益者の買付時の受益権の基準価額(お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。

- イ) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- ロ) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

《参考》ご投資家にご負担いただく費用および税金

個人の投資家の場合

平成21年3月31日までの間は、支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行われます。また、申告不要制度の適用を受けることができます。収益の分配および一部解約時・償還時の差益については配当課税が適用され、確定申告を行うことにより、総合課税を選択することもできます。上記10%の税率は平成21年4月1日からは、20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

ご負担の時期	ご負担をいただきます費用と税金の項目	ご負担をいただきます費用の額(率)	ご負担をいただきます税金の額(率)
ご購入時	申込手数料	3.675%(税抜3.5%) 上限*	消費税等相当額
分配時	所得税および地方税	—————	普通分配金に対して 10%の源泉徴収 (申告不要制度適用)
ご換金時 (解約の場合)	信託財産留保額	基準価額に対して 0.3%	—————
	所得税および地方税	—————	解約価額の個別元本 超過額に対して10%
償還時	所得税および地方税	—————	償還価額の個別元本 超過額に対して10%

※ 申込手数料は、基準価額に、3.675%(税抜3.5%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家の場合

平成21年3月31日までの間は、支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について、7%(所得税7%)の税率による源泉徴収が行われ、法人の受取額となります。地方税は源泉徴収されません。なお、税額控除制度が適用されます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。益金不算入制度は適用されません。平成21年4月1日からは、前述の「平成21年3月31日まで」に記載の源泉徴収税率7%が15%となる予定です。そのほかの記載については上述と同様の取扱いとなる予定です。

※ 税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

## 5【運用状況】

以下は平成19年12月28日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	モーリシャス	59,639,435,714	97.91
親投資信託受益証券	日本	401,639,127	0.66
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	868,770,416	1.43
合計(純資産総額)		60,909,845,257	100.00

### (2)【投資資産】

#### ①【投資有価証券の主要銘柄】

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
モーリシャス	投資証券	Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited Class A	38,938,041.517	1,459.19	56,818,000,801	1,531.6496	59,639,435,714	97.91
日本	親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザーファンド	399,362,760	1.0053	401,479,382	1.0057	401,639,127	0.66

#### 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資証券	—	97.91
親投資信託受益証券	—	0.66
合計		98.57

#### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3)【運用実績】

#### ①【純資産の推移】

平成19年12月28日及び同日前1年以内における各月末(設定来)の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (平成19年12月10日)	56,299,289,392	59,602,534,481	1.3635	1.4435
平成18年12月末日	12,305,262,437	—	0.0999	—
平成19年1月末日	19,025,312,633	—	1.0365	—
平成19年2月末日	23,487,520,994	—	0.9728	—
平成19年3月末日	33,324,273,933	—	0.9261	—
平成19年4月末日	41,488,376,867	—	1.0692	—
平成19年5月末日	46,032,182,329	—	1.1367	—
平成19年6月末日	48,669,653,666	—	1.1678	—
平成19年7月末日	50,769,309,970	—	1.1718	—
平成19年8月末日	49,137,714,527	—	1.1277	—
平成19年9月末日	54,103,984,682	—	1.2695	—
平成19年10月末日	60,061,075,961	—	1.4465	—
平成19年11月末日	55,106,280,856	—	1.3453	—
平成19年12月末日	60,909,845,257	—	1.4288	—

#### ②【分配の推移】

期間	1口当りの分配金(円)
第1計算期間	0.0800 円

#### ③【収益率の推移】

期間	収益率(%)
自 平成18年12月27日(設定日) 至 平成19年12月28日	42.9%

\*収益率は、平成19年12月28日の基準価額(分配金込み)から前期末基準価額(当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

<ご参考>

「新生 ショートターム・マザーファンド」

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	499,690,400	99.58
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	2,119,230	0.42
合計(純資産総額)		501,809,630	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	国債証券	政府短期証券第481回	100,000,000	99.91	99,915,100	99.96	99,959,700	—	2008/02/04	19.92
2	日本	国債証券	政府短期証券第482回	300,000,000	99.90	299,709,300	99.95	299,843,100	—	2008/02/12	59.75
3	日本	国債証券	政府短期証券第491回	100,000,000	99.86	99,866,000	99.89	99,887,600	—	2008/03/24	19.91

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
国債証券	—	99.58
合計		99.58

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## 6【手続等の概要】

### (1) 申込(販売)手続等

#### ① 取得申込み手続等

- ・販売会社の営業日は、原則として、いつでも申込みが可能です。
- ・原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

#### ② 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- モーリシャスの銀行休業日
- インドのムンバイ証券取引所の休業日
- インドのナショナル証券取引所の休業日

#### ③ 申込単位

申込単位につきましては、販売会社ないしは委託会社の下記照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問合せ時間(営業日) 9:00～17:00(半休日となる場合は9:00～12:00)

#### ④ コースの選択

収益分配金の受取方法によって、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」の2通りがあります。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

「分配金受取りコース」

- ・お申込みの際に、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込ください。

「分配金再投資コース」

- ・お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。
- ・収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。



## ⑤ 申込金額

- ・取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- ・お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

## ⑥ 申込手数料

お申込手数料につきましては、3.675% (税抜 3.50%) を上限として販売会社が定めるものとします。販売会社ないしは委託会社の「③申込単位」の照会先にお問い合わせください。

## ⑦ 取得申込の受付の中止、既に受付けた取得申込の受付の取消

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得のお申込みの受付を取り消すことができます。

## (2) 換金(解約) 手続等

### ① 換金の請求

- ・販売会社の営業日は、原則として、いつでも換金が可能です。
- ・原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前 11 時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

### ② 換金請求不可日

販売会社の営業日であっても、換金請求日が下記のいずれかに該当する場合は、換金の請求の受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- モーリシャスの銀行休業日
- インドのムンバイ証券取引所の休業日
- インドのナショナル証券取引所の休業日

### ③ 換金制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ④ 換金単位

販売会社が定める単位を持って換金できます。

※販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## ⑤ 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額<sup>※</sup>(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(基準価額に0.3%)を乗じて得た額をいい、信託財産に繰り入れられます。

## ⑥ 手取額

1口当たりのお手取額は、解約価額<sup>※1</sup>から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元本<sup>※2</sup>を超過した額に対し10%<sup>※3</sup>)を差し引いた金額となります。

※1 解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－(基準価額×0.3%)

※2 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

※3 法人受益者は、所得税(7%)のみとなります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

● 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、4【手数料等及び税金】(5)【課税上の取扱い】をご参照ください。

## ⑦ 支払開始日

お手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

## ⑧ 解約申込の受付の中止、既に受付けた解約申込の受付の取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約の請求を受けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約の請求を受付けることができる日とします。)に解約の請求を受付けたものとして取り扱います。

## 7【管理及び運営の概要】

### (1) 資産管理等の概要

#### ① 資産の評価

##### (i) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドは便宜上、基準価額を、1万口当たり換算した価額で表示することがあります。

##### (ii) 有価証券の評価基準

◎信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

◎証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券は、原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

◎モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class A 投資証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の営業日の基準価額で評価します。

◎外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

##### (iii) 基準価額の算出頻度と公表

◎基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。

◎基準価額につきましては、販売会社ないしは委託会社の下記照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問合せ時間(営業日)9:00～17:00(半休日となる場合は9:00～12:00)

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「Uインド」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

#### ② 保管

該当事項はありません。

#### ③ 信託期間

無期限とします(平成18年12月27日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

#### ④ 計算期間

毎年12月11日から翌年12月10日とすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### ⑤ その他

##### (1) 信託の終了(繰上償還)

(イ) 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託契約の解約をしません。

(ホ) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。

ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ヘ) 上記(ハ)から上記(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ト) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(チ) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(リ) 上記(チ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述(2)信託約款の変更規定(二)の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(ヌ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、後述(2)信託約款の変更規定にしたがい、新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ル) 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

## (2) 信託約款の変更

(イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記(イ)の信託約款の変更をしません。

(ホ) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ヘ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)から(ホ)までの規定にしたがいます。

(ト) 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(チ) 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記(イ) から(ホ)までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記(ロ)の書面の交付を原則として行いません。

## (3) 異議の申立て

(イ) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるとときは、繰上償還または信託約款の変更は行いません。

(ロ) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

(ハ) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行う場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

(二) 委託者が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (4) 償還金について

(イ) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目までに支払いを開始いたします。)から受益者に支払われます。

(ロ) 償還金の支払いは、販売会社において行われます。

#### (5) 運用報告書の作成

委託会社は、毎決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、当該信託に係る知られたる受益者に販売会社より交付いたします。

#### (6) 関係法人との契約について

販売会社との「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

## (2) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### (i) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

### (ii) 解約請求権

受益者は、受益権の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

### (iii) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

## 第2【財務ハイライト情報】

(1) 下記の情報は有価証券届出書、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。

(2) 「財務諸表」については、監査法人トーマツによる監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されております。

### 1【財務諸表】

#### 新生・UTI インドファンド 財務諸表

##### (1)【貸借対照表】

区分	第1期
	(平成19年12月10日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,162,111,831
投資証券	54,925,737,752
親投資信託受益証券	401,479,382
未収利息	52,328
流動資産合計	60,489,381,293
資産合計	60,489,381,293
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	3,303,245,089
未払解約金	397,940,693
未払受託者報酬	20,984,758
未払委託者報酬	457,467,566
その他未払費用	10,453,795
流動負債合計	4,190,091,901
負債合計	4,190,091,901
純資産の部	
元本等	
元本	41,290,563,613
剰余金	
期末剰余金	15,008,725,779
純資産合計	56,299,289,392
負債・純資産合計	60,489,381,293

## (2)【損益及び剰余金計算書】

区分	第1期 (自平成18年12月27日(設定日) 至平成19年12月10日)
	金額(円)
営業収益	
受取利息	1,871,155
有価証券売買等損益	19,395,217,134
営業収益合計	19,397,088,289
営業費用	
受託者報酬	20,984,758
委託者報酬	457,467,566
その他費用	10,800,576
営業費用合計	489,252,900
営業利益金額	18,907,835,389
経常利益金額	18,907,835,389
当期純利益金額	18,907,835,389
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	2,842,603,624
剰余金増加額	2,446,689,019
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)	(-)
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(2,446,689,019)
剰余金減少額	199,949,916
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(199,949,916)
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)	(-)
分配金	3,303,245,089
期末剰余金	15,008,725,779

## (3)【注記表】

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期 (自平成18年12月27日(設定日) 至平成19年12月10日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとしておりますが、第1期計算期間は期首が設定日のため平成18年12月27日から平成19年12月10日までとなっております。



### 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1) 名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### (3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

#### ② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### ③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### ④ 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受

益権を均等に再分割できるものとします。

⑤質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

第1 【ファンドの沿革】

第2 【手続等】

1 【申込(販売)手続等】

2 【換金(解約)手続等】

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(2)【保管】

(3)【信託期間】

(4)【計算期間】

(5)【その他】

2 【受益者の権利等】

第4 【ファンドの経理状況】

1 【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

(2)【損益及び剰余金計算書】

(3)【注記表】

(4)【附属明細表】

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

第5 【設定及び解約の実績】

新生・UTIインドファンド  
追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ

信 託 約 款

新生インベストメント・マネジメント株式会社

## 追加型証券投資信託 新生・UTIインドファンド 運用の基本方針

約款第23条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行うことを基本とします。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

投資信託証券(投資信託の受益証券および外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。)を主な投資対象とします。

#### (2) 投資態度

① モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class A 投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)及び証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)を主な投資対象とします。

② 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

③ 投資信託証券については、見直しを行うことがあります。この際、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を変更したりする場合があります。

④ 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

① 投資信託証券、短期社債等(社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

② 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を受けません。

③ 株式への直接投資は行いません。

④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

⑤ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

### 3. 収益分配方針

毎決算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

#### ① 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

#### ② 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

#### ③ 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益(無分配期の利益を含みます。)については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

## 追加型証券投資信託 新生・UTIインドファンド 約款

### (信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

### (信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下「兼営法」といいます。)第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(兼営法にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

### (信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金11,921,486,833円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

### (信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金一兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

### (信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

### (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

### (当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応

じて、取得申込者に帰属します。

### (受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条による受益権については11,921,486,833口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第25条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

### (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替

機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。))および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がモーリシャスの銀行の休業日、インドのムンバイ証券取引所の休業日、あるいはインドのナショナル証券取引所の休業日と同日の場合には、第1項による受益権の取得の申込みに応じないものとします。ただし、第40条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)

す。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の額は、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第13条の2 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第14条 <削除>

第15条 <削除>

- 第16条 <削除>
- 第17条 <削除>
- 第18条 <削除>
- 第19条 <削除>

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

①次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形(上記イに掲げるものに該当するものを除きます。)

②次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第21条 委託者は、信託金を、主として次の第1号の外国投資法人の投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)および第2号の新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)ならびに次の第3号に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」のClass A投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

2. 証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等(社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。))第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第22条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人(兼営法にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第22条において同じ。)、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資を、信託財産を害するおそれがないと認められる取引として行うことができます。

② 前項に定める信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。

1. 取引所価格(気配値等を含みます。)等の適正な価格による取引であること

2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること

3. 前2号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること

③ 前2項の取扱いは、第25条、第30条、第31条および第32条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 信託財産の保管等を委託する場合には、当該財産の分別管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限り、)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第27条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第30条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第31条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。



③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めず。

#### (信託の計算期間)

第35条 この信託の計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日とすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成19年12月10日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用および監査費用)

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上し、第34条第2項に規定する信託報酬支弁と同一の時期に信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の総額)

第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の114の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日のときは、翌営業日とします。)、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第39条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸

経費、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第40条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金(第44条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第44条第1項の受益者の請求を受付けた日か

ら起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除く。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

#### 第41条 <削除>

(収益分配金および償還金の時効)

第42条 受益者が、収益分配金については第40条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第40条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については第40条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第40条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第40条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第44条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が定める単位(別に定める契約にかかる受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、モーリシャスの銀行休業日、インドのムンバイ証券取引所の休業日、あるいはナショナル証券取引所の休業日と同日の場合には、受益権の一部解約の実行の請求の受付けは行いません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の

率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実なこの信託の受益証券をもって行うものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第44条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第45条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定にしたがい新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

- 第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と

合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第51条 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第45条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第45条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(公告)

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第40条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配

のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条(受益証券の種類)から第19条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

信託契約締結日 平成18年12月27日

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号  
委託者 新生インベストメント・マネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
受託者 住友信託銀行株式会社

【信託用語集】

運用報告書	投資信託の運用期間中の運用実績や経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などについて一定期間ごとに投資信託委託会社により作成され、取扱い販売会社を通じて投資家に交付される報告書です。
会社型投資信託	投資信託自体が投資を目的とした投資法人（株式会社）を設立し、投資証券（株券）を発行して投資主（株主）を募集します。投資証券を購入した投資主が、その会社の投資運用による収益等の分配を受ける形態の投資信託です。
解約	投資家が販売会社を通じて投資信託委託会社（運用会社）に対して信託契約の解除を請求する換金方法で、直接解約請求ともよばれます。
解約価額	投資信託を解約する際の税引き前の価額です。信託財産留保額がある場合は、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額になります。
為替ヘッジ	将来のある時点で事前に決められた一定の交換レートで外貨を売り、円を買う取引を行うことで、保有する外貨建て資産の為替変動に係るリスクを回避することをいいます。
基準価額	投資信託の時価を表すものです。基準価額は、その日の投資信託の純資産総額を受益権総口数で割って計算され、日々変動します。なお、当初1口が1円で始まる投資信託は1万口当たりの価額で表示することが一般的です。
繰上げ償還	信託約款に定められた信託期間（運用期間）の満了日前に投資信託が償還されることを繰上げ償還といいます。
個別元本	受益者毎の投資信託取得時の単価をいい（申込手数料（税込）は含まれません。）、複数回取得した場合は、追加取得のつど、取得口数に応じて加重平均されます。
収益分配	投資信託の決算期に、運用の結果あげられた収益などを受益権の口数に応じて受益者に分配することをいいます。追加型株式投資信託では、課税扱いとなる普通分配金と、「元本の一部払戻しに相当する部分」として非課税扱いとなる特別分配金があります。
受益証券	契約型投資信託において受益権を表わす証券のことです。
純資産総額	信託財産の資産を時価で評価した金額から負債金額を控除したものをいいます。
償還	投資信託の信託期間（運用）が終了し受益者に金銭が返還されることをいいます。
信託期間	各投資信託ごとに定められた投資信託の運用期間をいいます。有期限のものと期間の定めのない無期限のものがあります。
信託財産	投資信託として運用される資産のことをいいます。信託財産は受託会社により保管・管理されます。

【信託用語集】

信託財産留保額	投資信託を中途解約する投資家から徴収する一定の金額で、信託財産に繰り入れます。これにより、引続き投資を続ける投資家との公平性の確保を図っています。
信託報酬	投資家が、投資信託の運用・管理にかかる費用として信託財産の中から日々間接的に負担する費用です。信託報酬は委託者（投資信託会社）・受託者（信託銀行）・販売会社の業務に対する対価として支払われます。
信託約款	契約型投資信託において投資信託委託会社と受託会社との間に締結され、信託契約が記されています。
投資信託証券	一般に、投資信託証券とは、契約型の投資信託（投資信託または外国投資信託）の受益証券や会社型の投資信託（投資法人および外国投資法人）の投資証券をいいます。
投資信託説明書 （目論見書）	投資信託の募集・販売の際に用いられる当該投資信託の募集要項や費用、運用に係る内容等を記載した説明書のことです。金融商品取引法では、投資信託会社に対し作成義務、販売会社に対し交付義務を課し投資家の投資判断材料として提供されることになっています。目論見書ともいいます。
トップダウン・アプローチ	経済・金利・為替などのマクロ的な投資環境の予測から、資産配分や業種別配分を決定し、その後個別銘柄の選別を行う運用手法です。
トラッキング・エラー	資産運用において、ベンチマークに対するリターンの乖離する可能性を示す指標です。
分配金再投資 （累積投資）	投資信託が収益分配を行うつど、その課税処理後の収益分配金を同一の投資信託に速やかに再投資する仕組みをいいます。
ベンチマーク	投資信託の運用を行うにあたり、目標とする指標をいいます。アクティブ型ファンドの場合は、ベンチマークを上回る投資成果を目指し、インデックス型ファンドの場合はベンチマークとの連動を目指します。
ボトムアップ・アプローチ	個別企業の調査・分析をベースに投資銘柄を選定していく運用手法のことです。

投資信託説明書  
[ 請求目論見書 ]  
2008.03

## 新生・UTIインドファンド

追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ / 自動けいぞく投資可能

設定・運用は  
新生インベストメント・マネジメント株式会社

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。

この投資信託説明書(請求目論見書)により行う「新生・UTIインドファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成20年3月7日に関東財務局長に提出しており、平成20年3月8日にその効力が発生しております。

当ファンドは、主として、投資信託証券への投資を通じて、主にインドの株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の変動や、株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資をする場合は、為替の変動により、損失を被ることがあります。

- ・投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関で投資信託を購入された場合、投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。



## 請求目論見書 目次

第1 【ファンドの沿革】	1 頁
第2 【手続等】	1 頁
(1) 【申込(販売)手続等】	
(2) 【換金(解約)手続等】	
第3 【管理及び運営】	5 頁
1 【資産管理等の概要】	
(1) 【資産の評価】	
(2) 【保管】	
(3) 【信託期間】	
(4) 【計算期間】	
(5) 【その他】	
2 【受益者の権利等】	
第4 【ファンドの経理状況】	10 頁
第5 【設定及び解約の実績】	45 頁

## 第1【ファンドの沿革】

平成 18 年 12 月 27 日ファンドの信託契約締結、運用開始

## 第2【手続等】

### 1【申込(販売)手続等】

#### ① 取得申込み手続き

・販売会社の営業日は、原則として、いつでも申込みが可能です。

・原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

#### ② 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●モーリシャスの銀行休業日

●インドのムンバイ証券取引所の休業日

●インドのナショナル証券取引所の休業日

#### ③ 申込単位

申込単位につきましては、販売会社ないしは委託会社の下記照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問合せ時間(営業日)9:00～17:00(半休日となる場合は9:00～12:00)

#### ④ コースの選択

収益分配金の受取方法によって、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2通りがあります。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 「分配金受取りコース」

お申込みの際に、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込ください。

## 「分配金再投資コース」

・お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。

・収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

### ⑤ 申込金額

・取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

・お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

### ⑥ 申込手数料

お申込手数料につきましては、3.675% (税抜 3.50%) を上限として販売会社が定めるものとします。販売会社ないしは委託会社の「③ 申込単位」の照会先にお問い合わせください。

### ⑦ 取得申込の受付の中止、既に受付けた取得申込の受付の取消

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得のお申込みの受付を取り消すことができます。

## 2【換金(解約)手続等】

### ① 換金の請求

・販売会社の営業日は、原則として、いつでも換金が可能です。

・原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

### ② 換金請求不可日

販売会社の営業日であっても、換金請求日が下記のいずれかに該当する場合は、換金の請求の受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●モーリシャスの銀行休業日

●インドのムンバイ証券取引所の休業日

●インドのナショナル証券取引所の休業日

### ③ 換金制限

ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ④ 換金単位

販売会社が定める単位を持って換金できます。

※販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ⑤ 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額<sup>※</sup>(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し

解約者から徴収する一定の金額(基準価額に0.3%)を乗じて得た額をいい、信託財産に繰り入れられます。

## ⑥ 手取額

1口当たりのお手取額は、解約価額<sup>※1</sup>から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元本<sup>※2</sup>を超過した額に対し10%<sup>※3</sup>)を差し引いた金額となります。

※1 解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－(基準価額×0.3%)

※2 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

※3 法人受益者は、所得税(7%)のみとなります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

● 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

## ⑦ 支払開始日

お手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

## ⑧ 解約申込の受付の中止、既に受付けた解約申込の受付の取消

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約の請求を受けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約の請求を受付けることができる日とします。)に解約の請求を受付けたものとして取り扱います。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

###### ① 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドは便宜上、基準価額を、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

###### ② ファンドの主な投資対象の評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

###### ◎モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の

Class A 投資証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の営業日の基準価額で評価します。

###### ◎証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◎外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

◎予約為替は、原則として国内における計算日の対顧客先物相場の仲値によるものとします。

###### ③ 基準価額の算出頻度と公表

◎基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。

◎基準価額につきましては、販売会社ないしは委託会社の下記照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日)9:00～17:00(半休日となる場合は9:00～12:00)

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「Uインド」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

## (2)【保管】

該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

無期限とします(平成18年12月27日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

## (4)【計算期間】

毎年12月11日から翌年12月10日とすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

## (5)【その他】

### ① 信託の終了(繰上償還)

(1) 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(2) 委託者は、上記(1)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(3) 上記(2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(4) 上記(3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(1)の信託契約の解約をしません。

(5) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。

ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(6) 上記(3)から上記(5)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(3)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(7) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(8) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(9) 上記(8)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述②信託約款の変更規定(4)の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(10) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、後述② 信託約款の変更規定にしたがい、新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(11) 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

## ② 信託約款の変更

(1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

(2) 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(3) 上記(2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(4) 上記(3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記(1)の信託約款の変更をしません。

(5) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(6) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(1)から(5)までの規定にしたがいます。

(7) 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。



(8) 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記(1)から(5)までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記(2)の書面の交付を原則として行いません。

### ③ 異議の申立て

(1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行いません。

(2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

(3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行う場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

(4) 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

### ④ 償還金について

(1) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目までに支払いを開始いたします。)から受益者に支払われます。

(2) 償還金の支払いは、販売会社において行われます。

### ⑤ 運用報告書の作成

委託会社は、毎決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、当該信託に係る知られたる受益者に交付します。

### ⑥ 関係法人との契約について

販売会社との「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

## 2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### (1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

### (2) 解約請求権

受益者は、受益権の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

### (3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

#### 第4【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。

ただし、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成 19 年8月9日)内閣府令第 61 号)附則第3条の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成 18 年 12 月 27 日(設定日)から平成 19 年 12 月 10 日まで)の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書


平成20年1月28日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

小暮和敏 

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

山田信之 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・UTIインドファンドの平成18年12月27日から平成19年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生・UTIインドファンドの平成19年12月10日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 1【財務諸表】

## 新生・UTI インドファンド

## (1)【貸借対照表】

区分	第1期 (平成19年12月10日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,162,111,831
投資証券	54,925,737,752
親投資信託受益証券	401,479,382
未収利息	52,328
流動資産合計	60,489,381,293
資産合計	60,489,381,293
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	3,303,245,089
未払解約金	397,940,693
未払受託者報酬	20,984,758
未払委託者報酬	457,467,566
その他未払費用	10,453,795
流動負債合計	4,190,091,901
負債合計	4,190,091,901
純資産の部	
元本等	
元本	41,290,563,613
剰余金	
期末剰余金	15,008,725,779
純資産合計	56,299,289,392
負債・純資産合計	60,489,381,293

**(2)【損益及び剰余金計算書】**

区分	第1期 (自平成18年12月27日(設定日) 至平成19年12月10日)
	金額(円)
営業収益	
受取利息	1,871,155
有価証券売買等損益	19,395,217,134
営業収益合計	19,397,088,289
営業費用	
受託者報酬	20,984,758
委託者報酬	457,467,566
その他費用	10,800,576
営業費用合計	489,252,900
営業利益金額	18,907,835,389
経常利益金額	18,907,835,389
当期純利益金額	18,907,835,389
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	2,842,603,624
剰余金増加額	2,446,689,019
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)	(-)
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(2,446,689,019)
剰余金減少額	199,949,916
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(199,949,916)
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)	(-)
分配金	3,303,245,089
期末剰余金	15,008,725,779

### (3)【注記表】

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期 (自平成18年12月27日(設定日) 至平成19年12月10日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価して おります。時価評価にあたっては、計算 期間末日に知りうる直近の日の基準価額 に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本 となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、 毎年12月11日から翌年12月10日まで としておりますが、第1期計算期間は期 首が設定日のため平成18年12月27日 から平成19年12月10日までとなって おります。

#### (貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 (平成19年12月10日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権総数	41,290,563,613 口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3635 円 (13,635 円)

#### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 (自平成18年12月27日(設定日) 至平成19年12月10日)
1. 分配金の計算過程 計算期間末における経費控除後の配当等収益(1,769,858 円)、経費控除後の有価証券売買等損 益額(16,063,461,907 円)、及び信託約款に規定する収益調整金(2,246,739,103 円)、及び分配準 備積立金(0 円)より、分配対象収益は 18,311,970,868 円(1 口当たり 0.443489 円)であり、うち 3,303,245,089 円(1 口当たり 0.0800 円)を分配金額としております。
2. 剰余金増加額及び剰余金減少額 当期追加信託に伴う剰余金増加額及び当期一部解約に伴う剰余金減少額は、それぞれ剰余 金減少額及び剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。

#### (関連当事者との取引に関する注記)

第1期 (自平成18年12月27日(設定日) 至平成19年12月10日)
該当事項はありません。

### (重要な後発事象に関する注記)

第1期 (自平成18年12月27日(設定日) 至平成19年12月10日)
該当事項はありません。

### (その他の注記)

#### 1 開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第1期 (平成19年12月10日現在)
設定元本額	11,921,486,833 円
期中追加設定元本額	43,475,544,058 円
期中一部解約元本額	14,106,467,278 円

#### 2 有価証券関係

第1期(平成19年12月10日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	54,925,737,752	17,485,970,982
親投資信託受益証券	401,479,382	531,690
合計	55,327,217,134	17,486,502,672

#### 3 デリバティブ取引関係

第1期 (自平成18年12月27日(設定日) 至平成19年12月10日)
当ファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、 該当事項はありません。



#### (4)【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### ① 株式

該当事項はありません。

###### ② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
投資証券	Shinsei UTI India Fund (Mauritius)Limited Class A	37,680,166.231	54,925,737,752	
親投資信託受益 証券	新生 ショートターム・ マザーファンド	399,362,760	401,479,382	
合計		437,042,926.231	55,327,217,134	

##### 第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

##### 第3 不動産等明細表

該当事項はありません。

##### 第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

##### 第5 借入金明細表

該当事項はありません。

<参考>

本報告書の開示対象ファンド(新生・UTI インドファンド)(以下「当ファンド」という。)は、モーリシャス籍の円建て外国投資法人である「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class A 投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された投資証券は、同外国投資法人の投資証券です。同外国投資法人の第1期計算期間は、平成18年11月17日より平成19年3月31日であり、当ファンドの計算期間末日(以下「計算日」という。)時点で、現地の法律に基づいた財務諸表が作成され、監査を受けた財務諸表を管理会社より入手し、委託会社が原文を翻訳しております。

また、当ファンドは「新生 ショートターム・マザーファンド」(以下「マザーファンド」という。)の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。当ファンドの計算日における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

## 新生 ショートターム・マザーファンドの状況

### (1) 貸借対照表

区分	(平成 19 年 12 月 10 日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,983,832
国債証券	499,606,300
未収利息	20
流動資産合計	501,590,152
資産合計	501,590,152
負債の部	
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	498,944,517
剰余金	
剰余金	2,645,635
純資産合計	501,590,152
負債・純資産合計	501,590,152

### (2) 注記表

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成 18 年 12 月 27 日 至平成 19 年 12 月 10 日)
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日の価格情報会社の提供する価格等で評価しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

項目	(平成 19 年 12 月 10 日現在)
1. 計算日における受益権総数	498,944,517 口
2. 1口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1.0053 円 (10,053 円)

### (関連当事者との取引に関する注記)

(自平成18年12月27日 至平成19年12月10日)
該当事項はありません。

### (重要な後発事象に関する注記)

(自平成18年12月27日 至平成19年12月10日)
該当事項はありません。

### (その他の注記)

#### 1 開示対象ファンドの計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成19年12月10日現在)
同計算期間の設定元本額	100,000,000 円
同計算期間の追加設定元本額	897,021,942 円
同計算期間の一部解約元本額	498,077,425 円
同計算期間末日の元本額※	498,944,517 円
※上記元本額の内訳	
新生・UTI インドファンド	399,362,760 円
新生・フラトンVPIC ファンド	99,581,757 円

#### 2 有価証券関係

(平成19年12月10日現在)

##### 売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	499,606,300	340,200
合計	499,606,300	340,200

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首(平成18年12月27日)から計算日までの期間に対応するものであります。

### 3 デリバティブ取引関係

(自平成18年12月27日 至平成19年12月10日)
本マザーファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、 該当事項はありません。

#### (3) 附属明細表

(平成19年12月10日現在)

##### 第1 有価証券明細表

###### ① 株式

該当事項はありません。

###### ③ 株株式外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考 (償還年月日)
国債証券	第474回政府短期証券	100,000,000	99,981,900	2007年12月25日
	第481回政府短期証券	100,000,000	99,915,100	2008年2月4日
	第482回政府短期証券	300,000,000	299,709,300	2008年2月12日
合計		500,000,000	499,606,300	

##### 第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

##### 第3 不動産等明細表

該当事項はありません。

##### 第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

##### 第5 借入金明細表

該当事項はありません。

<ご参考>

「新生 ショートターム・マザーファンド」

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	499,690,400	99.58
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	2,119,230	0.42
合計(純資産総額)		501,809,630	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	国債証券	政府短期証券第481回	100,000,000	99.91	99,915,100	99.96	99,959,700	—	2008/02/04	19.92
2	日本	国債証券	政府短期証券第482回	300,000,000	99.90	299,709,300	99.95	299,843,100	—	2008/02/12	59.75
3	日本	国債証券	政府短期証券第491回	100,000,000	99.86	99,866,000	99.89	99,887,600	—	2008/03/24	19.91

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
国債証券	—	99.58
合計		99.58

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

新生・UTIインドファンド（モーリシャス）株式会社

財務諸表

2006年11月17日（設立日）から2007年3月31日までの事業年度

---

目次	(当財務諸表内におけるページ)
企業データ	1
取締役報告書	2
会社書記報告書	3
監査人報告書	4-5
貸借対照表	6
損益計算書	7
株主資本変動報告書	8
キャッシュフロー報告書	9
財務諸表注記	10-22

取締役：Mr. Gervais Gua (2006 年 11 月 17 日就任) (2007 年 2 月 29 日辞任)  
Mr. Mark Sebastian Law (2006 年 11 月 17 日就任)  
Mr. Sanjay Sachdev (2006 年 11 月 17 日就任)  
Mr. Upendra Kumer Sinha (2006 年 11 月 17 日就任)  
Mr. Hilani Kerr (2006 年 11 月 17 日就任)  
Mr. Dolip Gooljar (2006 年 11 月 17 日就任)

会社書記： Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Ltd.  
4<sup>th</sup> Floor, Barkly Wharf East  
La Caudan Waterfront  
Port Louis  
Mauritius

登記上の本社： 4<sup>th</sup> Floor, Barkly Wharf East  
La Caudan Waterfront  
Port Louis  
Mauritius

監査人： Ernst & Young  
1<sup>st</sup> Floor, Anglo Mauritius House  
4 Intendance Street,  
Port Louis  
Mauritius

証券保管機関： Deutsche Bank AG Mumbai  
5<sup>th</sup> Floor, Nicolas Piramal Tower  
Peninsula Corporate Bank  
Ganpatrao Kodam Marg  
Off. Senapati Bapat Marg  
Lower Parel  
Mumbai 400013



新生・UTI インドファンド（モーリシャス）株式会社

取締役報告書 (当財務諸表内における 2 ページ)

当会社の取締役は、2006 年 11 月 17 日（設立日）から 2007 年 3 月 31 日までの事業年度に関する監査済み財務諸表とともに、ここに取締役の報告書を提出いたします。

### 主要な事業活動

当会社の主要事業活動は投資保有事業であります。

### 収益及び配当

当期の収益は（当財務諸表内における）7 ページに記載されております。

当期につきましては、取締役といたしましては、配当の支払を提案いたしておりません。

### 財務諸表に関する取締役の責任の表明

会社法は、取締役に対して、当会社の財務状況、業績及びキャッシュフローを公正に表示する、各事業年度に関する財務諸表を作成する義務を課しております。

取締役は、2001 年会社法(Companies Act)を遵守して財務諸表を作成する責任を負っております。財務諸表作成にあたって、取締役は、

- ・ 適切な会計処理方針を選択し且つ一貫してその方針を適用して参りました。
- ・ 合理的且つ慎重な判断及び見積を行いました。
- ・ 財務諸表において開示且つ説明された乖離以外は、国際財務報告基準に準拠したことを表明しました。
- ・ 継続企業（ゴーイング・コンサーン）基準に従って、財務諸表を作成しました。

当会社の取締役は、適正な会計記録を作成且つ保存する責任を負っており、当該会計記録は常に当会社の財務状況を合理的範囲における正確性をもって開示しており、取締役として財務諸表が 2001 年会社法を遵守していることを保証することが出来るものであります。取締役はまた、当グループおよび当会社の資産を保全する責任を負っており、そのために詐欺的行為及びその他の異常事態の防止及び発見のための合理的な措置を取る責任を負っております。

取締役会の命を受けて

（サイン）

Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited

会社書記

日付：2007 年 6 月 11 日

新生・UTI インドファンド（モーリシャス）株式会社  
2001 年会社法第 166 節(D)に基づく会社書記報告書（当財務諸表内における 3 ページ）

当会社書記は、当会社書記が知り且つ信ずる限りにおいて、当社が会社登記官に対して、2006 年 11 月 17 日（会社設立日）から 2007 年 3 月 31 日までの事業年度における、2001 年会社法に基づいて当社が要求される全ての結果報告を提出したことを証明いたします。

Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited  
会社書記

登記上の本社  
4<sup>th</sup> Floor, Barkly Wharf East  
La Caudan Waterfront  
Port Louis  
Mauritius

日付：2007 年 6 月 11 日

## 財務諸表に関する報告

当監査法人は、（当財務諸表内における）第6ページから第22ページまでに記載された、2007年3月31日時点における貸借対照表及び同日に終了した事業年度に関する損益計算書、株主勘定変動計算書及びキャッシュフロー証明書並びに重要な会計方針及びその他の注記により構成される、新生・UTIインドファンド（モーリシャス）株式会社の財務諸表を監査した。

## 財務諸表に関する取締役の責任

取締役は、財務諸表を国際財務報告基準並びに2001年会社法の要求に則って作成且つ公正に表示する責任を負っている。この責任には、詐欺又は錯誤を問わず、重大な誤りを含む表明の無い財務諸表の作成及び公正な表示に関する内部管理制度の設計、実施及び維持、適切な会計方針の選択及び適用並びに置かれた状況下において合理的な会計上の見積を行うことが含まれる。

## 監査法人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人監査に基づいて、財務諸表に関する意見を表明することにある。当監査法人は国際会計基準に従って監査を実施した。この基準は、当監査法人に対して、倫理基準を遵守し、財務諸表に重大な誤りが無いか否かに関する合理的な保証を得るために監査を計画し実施することを義務付けている。

監査には、財務諸表における金額並びに開示に関する監査上の証拠を得る手続を実施することが含まれる。詐欺的行為又は錯誤による場合を問わず、財務諸表上の重大な誤りのリスクを含めて、選択された監査手続は当監査人の判断によるものである。これらのリスク評価を行うに当たって、当該状況下において適切な監査手続を計画するために、当監査法人は、当会社の財務諸表の作成並びに公正な表示に関する内部管理の状況を考慮するが、これは当会社の内部管理の有効性に関する意見を表明することを目的とするものではない。

また、監査においては、使用された会計基準の適切性並びに経営者による会計上の見積の合理性に関する評価並びに財務諸表の全般的表示に関する評価も含まれる。

当監査法人は、当監査法人が入手した監査上の証拠は、当監査法人による監査意見を提出する目的上十分且つ適切なものであると考えている。

## 意見

当監査人の見解によれば、(当財務諸表内における) 第 6 ページから第 22 ページに表示された財務諸表は、国際財務報告基準に従って且つ 2001 年会社法の要求を遵守して、2007 年 3 月 31 日現在の財務状況及び同日に終了した事業年度の業績、株主勘定変動状況並びにキャッシュフローを真正且つ公正に表示していると認められる。

## その他の事項

本監査報告書は、2001 年会社法 205 節に従って、集団としての当会社の株主のためにのみ作成されたものです。当監査法人による監査は、当監査法人が監査報告書において表明することを要求されている事項を、当会社の株主に対して表明するために行われたもので、他の目的をもって行われたものではない。法律上許容される範囲内において、監査作業、本報告又は当監査法人が形成した意見に関して、当会社及び当会社の株主以外の何人に対しても責任を負うものではない。

## 法的必要事項に関する報告

2001 年会社法の要求するところに従って、当監査法人は以下の通り報告する。

- ・ 当監査法人は監査法人としての資格並びに通常業務上行う商業ベースの取引を除いて、当会社と関係は無く又は当会社に対して利害関係を持つものではない。
- ・ 当監査法人は、当監査法人が要求した全ての情報を入手し且つ説明を受けた、及び
- ・ 当監査法人の見解によれば、当監査法人の記録の調査において判明する限りにおいて、適切な会計上の記録が当会社により保管されていたと認められる。

ERNST & YOUNG  
Port Louis,  
Mauritius

DARIL CSIMADIA C.A. (S.A.)  
Signing Partner

日付

新生・UTIインドファンド（モーリシャス）株式会社

2007年3月31日現在貸借対照表

（当財務諸表内における6ページ）

		2007年3月31日現在
	注	日本円
資産		
売買目的投資	5	27,592,904,146
流動資産		
売掛金及びその他未収金	6	23,471,514
手許現預金	7	6,017,203,141
流動資産計		6,040,674,655
総資産計		33,633,578,801
株主資本及び負債		
資本金及び準備金		
資本金	8	3,549,140,096
株式プレミアム	9	30,962,959,904
再評価準備金		(1,491,929,118)
当期純損失		(1,343,559)
株主資本及び準備金計		33,018,827,323
流動負債		
買掛金及びその他未払金	10	614,751,478
株主資本及び負債計		33,633,578,801

取締役会において2007年6月11日に承認されました。

取締役氏名

署名

（当財務諸表内における）10ページから22ページの注記は本財務諸表の一部を構成します。  
監査人報告書は（当財務諸表内における）4ページと5ページに掲載されています。

新生・UTIインドファンド（モーリシャス）株式会社  
損益計算書

（当財務諸表内における 7 ページ）

2006 年 11 月 17 日（設立日）から 2007 年 3 月 31 日までの事業年度

		2006 年 11 月 17 日から 2007 年 3 月 31 日までの 事業年度
	注	日本円
収入		
配当収入	2 (i)	46,402,866
収入計		46,402,866
費用		
事務管理費用		2,728,976
マネジメント手数料		38,633,207
組織費用(Organization Costs)		9,118,118
DB Mumbai ポートフォリオ手数料		1,482,059
監査手数料		942,486
登記手数料		6,536
費用計		52,911,382
税引前営業損失		(6,508,516)
外国為替取引評価益		5,164,957
税引前当期純損失		(1,343,559)
法人税	11	0
当期純損失		(1,343,559)

（当財務諸表内における）10 ページから 22 ページの注記は本財務諸表の一部を構成します。  
監査人報告書は（当財務諸表内における）4 ページと 5 ページに掲載されています。

新生・UTIインドファンド（モーリシャス）株式会社

株主勘定変動計算書

（当財務諸表内における 8 ページ）

2006 年 11 月 17 日（設立日）から 2007 年 3 月 31 日までの事業年度

---

	資本金	株式プレミアム	再評価準備金	当期純損失	合計
株式の発行	3,549,140,096	30,962,959,904			34,512,100,000
再評価準備金			(1,491,929,118)		(1,491,929,118)
当期純損失				(1,343,559)	(1,343,559)
2007 年 3 月 31 日現在残高	3,549,140,096	30,962,959,904	(1,491,929,118)	(1,343,559)	33,018,827,323

（当財務諸表内における）10 ページから 22 ページの注記は本財務諸表の一部を構成します。  
監査人報告書は（当財務諸表内における）4 ページと 5 ページに掲載されています。

新生・UTIインドファンド（モーリシャス）株式会社

キャッシュフロー計算書

（当財務諸表内における 9 ページ）

2006 年 11 月 17 日（設立日）から 2007 年 3 月 31 日までの事業年度

	2006 年 11 月 17 日から 2007 年 3 月 31 日までの 事業年度
	日本円
営業活動によるキャッシュフロー	
税引前当期純損失	(1,343,559)
配当収入調整	(23,031,352)
運転資本変動前営業活動によるキャッシュフロー	(24,374,911)
売掛金及びその他未収金増加	(23,471,514)
買掛金及びその他未払金増加	614,751,478
営業活動による純キャッシュフロー	566,905,053
投資活動によるキャッシュフロー	
投資物件取得	(29,084,833,264)
配当受取収入	(23,031,352)
投資活動において使用された純キャッシュフロー	(29,061,801,912)
財務活動によるキャッシュフロー	
株式発行	34,512,100,000
財務活動による純キャッシュフロー	34,512,100,000
現金及び現金同等物の増加額	6,017,203,141
現金及び現金同等物の期末残高	6,017,203,141

（当財務諸表内における）10 ページから 22 ページの注記は本財務諸表の一部を構成します。  
監査人報告書は（当財務諸表内における）4 ページと 5 ページに掲載されています。



## 1. 一般情報

当社は、モーリシャス共和国において、2006 年 11 月 17 日に非上場の株式会社として設立されました。当社は、UTI International Limited の完全子会社であります。当社の主要な業務は投資保有であります。

## 2. 重要な会計処理基準の要約

財務諸表の作成にあたって適用された主要な会計処理基準は以下の通りであります。他に異なる記載が無い限りは、この原則が一貫して適用されております。

### (a) 基準遵守に関する表明

財務諸表は、国際会計基準審議会(IASB)が発表した国際財務報告基準(IFRS)並びに IASB の解釈指針委員会(SIC)が発表した解釈指針に従って作成されております。国際財務報告基準に基づいた財務諸表の作成においては、経営者は財務諸表の日付における報告された資産及び負債の金額ならびに当該事業年度における報告された収入と費用に影響を与える見積を行い且つ前提を策定することを義務付けられております。実際の結果はこの評価と異なることが有り得ます。

### (b) 作成基準

財務諸表は、売買目的有価証券について時価法が採用されている以外は、原価法により国際財務報告基準に準拠して作成されております。

### (c) 金融商品

貸借対照表上表示されている金融商品には、売買目的有価証券、売掛金及びその他未収金、現金及び現金同等物並びに買掛金及びその他未払金が含まれます。個別の認識方法については、各項目に関連する個別の基準の説明において開示されております。

### (d) 売買目的有価証券

売買目的有価証券として分類される投資対象は、保有期間を定めずに保有することが意図された投資対象で、流動性の必要性、金利変動、為替変動又は株価の変動に応じて、売却される可能性がある投資対象であります。

（本項（当財務諸表内における）次ページに続く）

2006年11月17日（設立日）から2007年3月31日までの事業年度

（当財務諸表内における）前ページから続く）

売買目的有価証券は、当初は、取引コストを含めた原価により認識されます。その後は、価格が提示される投資対象は、提示されたビッド（買い）サイドの提示価格に基づく時価により評価されております。当該時点におけるビッドサイドの提示価格を入手できない場合には、直近の取引価格が使用されております。投資対象の時価の変動により発生する損益は、発生時点において、株主資本（有価証券評価差額金）において認識されております。投資対象に対して生じた為替変動損益は、発生した時点において、損益計算書において認識されております。

投資対象が処分又は価値が減損された場合には、関連する累積時価調整が投資損益として損益計算書に表示されます。

投資取引は、約定日基準により経理処理されております。投資対象の実現損益は、損益計算書において認識されております。投資対象のコストは、加重平均コストを基準として決定されております。

**(e) 売掛金及びその他未収金**

売掛金及びその他未収金は、その名目価値から、取消し不能な見積価格の引当金を控除して表示されております。会社が債権を回収不能と考える客観的証拠がある場合には、引当金が計上されます。不良債権が認識された場合には償却されます。

**(f) 買掛金及びその他未払金**

買掛金及びその他未払金は、合理的範囲内において時価に近い金額である名目価格により表示されております。

**(g) 資産の減損処理**

当会社の資産の計上価格は、各貸借対照表の日付において見直され、減損処理の必要性の有無が決定されます。当該条件が存在する場合には、回復可能な資産価格の見積を行います。回収可能な金額を超える計上金額は、資産の減損が認識された事業年度に、損益計算書において認識されます。

**(h) 現金及び現金同等物**

現金は銀行に預金されている現金であります。現金同等物は短期の流動性が極めて高い投資対象で、あらかじめ予想される金額が確実に返還され、価値の変動リスクが殆どない投資対象であります。

**(i) 収入の認識**

収入は以下により認識されております。

金利収入：回収可能性に疑義が無い限り、発生ベースにより認識。

配当収入：配当支払を受ける株主の権利が確定した場合に認識。

**(j) 利害関係当事者**

利害関係当事者は、利害関係当事者又は当社が、相手方当事者を直接又は間接的に支配する力を保有し又は財務上及び業務上の意思決定に当って重要な影響力を行使することができる個人もしくは会社であります。

**(k) 外国為替取引**

*機能通貨と報告通貨*

当社の財務諸表に含まれる項目は、当該取引が行われた主要な経済環境における通貨を使用して算定されております（「機能通貨」）。当社の財務諸表は、日本円により表示されており、日本円が当社の機能通貨であります。

*取引と残高*

外国為替取引は取引日における為替レートにより会計処理されております。外国通貨により表示されている金銭的資産及び負債は年度末の為替レートにより再評価され、外国為替レート変動による差額は損益計算書において会計処理されております。外貨建てで表示され、時価評価されている資産と負債は、時価が決定された日の為替レートにより換算されております。

**(l) 繰延税金**

全ての資産及び負債の課税上の基礎となる金額と金融商品会計上の計上金額との一時的な差額については、繰延税金が負債法を適用して計上されます。繰延税金の決定に当っては、現在適用されている税率が適用されます。

（本項（当財務諸表内における）次ページに続く）

新生・UTIインドファンド（モーリシャス）株式会社

財務諸表注記事項

（当財務諸表内における 13 ページ）

2006年11月17日（設立日）から2007年3月31日までの事業年度

（（当財務諸表内における）前ページから続く）

繰越された未使用の税務上の損失に関連する繰延税金資産は、未使用の税務上の損失が使用される対象となる将来の課税所得が見込める可能性がある限りにおいて認識されます。

### 3.効力が未だ発生していない重要な会計基準

財務諸表に関する承認日において、以下の基準と解釈指針については検討中ではありますが、未だ効力を発生しておりません。これらの基準と解釈指針は、該当する場合には、基準と解釈指針が有効となった期において適用されます。

#### *IFRS 7 金融商品：開示*

2007年1月1日効力発生。この基準は、財務諸表の利用者が、会社の財務状況及び業績に対する金融商品の重要性、及び当該期及び財務諸表報告日現在における会社が保有している金融商品から発生するリスクの大きさ、並びに会社の当該リスクの管理方法に関する評価が可能になるように、会社に対してその財務諸表上に開示することを義務付けております。

#### *IFRIC 8 IFRS 2 の範囲*

2006年5月1日効力発生。本基準はエクイティー金融商品の発行に関連する取引の対価 (consideration) を義務付けております。当会社は2007年1月1日より IFRIC 8 を適用しますが、この適用は当会社の勘定には何等影響を及ぼさないものと思われま

#### *IFDIC 10 中間欠損と減損*

2006年11月1日効力発生。本基準は、中間決算において認識されたのれん、エクイティー金融商品に対する投資及び原価法計上の金融資産投資の減損損失を、次の貸借対照表報告日に戻し入れることを禁止しております。当会社は2007年1月1日から IFRIC 8 を適用しますが、この適用は当会社の勘定に対しては何等影響を及ぼさないものと思われま

*IFRIC 7 IAS 29（超インフレ経済下における財務報告）に基づいて修正方式 (restatement approach) を適用すること。*

2006年3月1日効力発生。当会社の機能通貨は超インフレ経済下にある国の通貨ではないため、この基準は当会社には該当しません。

#### 4.重要な会計上の判断と見積の不確実性の主な原因

*当会社の会計基準を適用する際の重要な会計上の判断*

注 2 に記載された当会社の会計基準を適用する過程で、当会社の取締役は、財務諸表において認識されている金額に最も重大な影響を与える以下の判断を行いました。

*機能通貨の決定*

取引の経理処理とその取引から発生した為替差損益は、選択された機能通貨に依存するため、当会社の機能通貨の選択は極めて重要であります。注 2 に記載されている通り、当会社の取締役は注 2 記載の要素を考慮し、当会社の機能通貨を日本円と決定しました。

#### 5.投資

提示価格	2007 年
	日本円
3 月 31 日現在原価	29,084,833,264
評価差損	(1,491,929,118)
3 月 31 日現在時価	27,592,904,146

投資物件はボンベイ（ムンバイ）証券取引所上場の株式であります。

銘柄	株数	2007 年 3 月 31 日市場価格評価額（日本円）	資産（ネット）に対する市場価格構成比(%)
インドにおける上場会社（通貨 INR）			
自動車と自動車部品			
Amtek Auto	625,322	623,040,420	1.89
Bajaj Auto	62,000	406,426,757	1.23
Mahindra & Mahindra	458,015	965,730,817	2.92
Tata Motors Ltd.	400,850	788,428,615	2.39
（小計）		2,783,626,609	8.43

（本表（当財務諸表内における）次ページ表に続く）

新生・UTI インドファンド（モーリシャス）株式会社

財務諸表注記事項

(当財務諸表内における 15 ページ)

2006 年 11 月 17 日（設立日）から 2007 年 3 月 31 日までの事業年度

((当財務諸表内における) 前ページから続く)

銘柄	株数	2007年3月31日市場価格評価額（日本円）	資産（ネット）に対する市場価格構成比(%)
化学			
Cipla Ltd.	1,261,000	803,291,081	2.43
(小計)		803,291,081	2.43
消費財			
Alps Industries	470,898	69,743,812	0.21
Bombay Rayon Fashions Ltd	1,129,411	488,393,946	1.48
Deccan Chronicle Hldgs Ltd	664,395	278,596,984	0.84
Sun Pharmaceuticals	80,847	230,304,697	0.70
(小計)		1,067,039,439	3.23
情報通信技術			
Bartronics India Limited	569,058	168,948,706	0.51
Bharti Airtel Limited	55,000	113,448,649	0.34
Geodesic Information Systems	497,890	314,141,677	0.95
ICSA India Ltd	228,566	662,717,851	2.01
Infosys Technologies Ltd	354,500	1,928,288,378	5.84
Infotech Enterprises Limited	607,705	594,647,555	1.80
Paramount Communications	2,866,804	221,983,607	0.67
Reliance Communication Ltd	1,515,000	1,719,729,730	5.21
Satyam Computer	1,030,100	1,308,783,811	3.96
Tulip IT Services Ltd	325,248	565,404,091	1.71
Tata Consultancy Service Ltd	349,500	1,162,984,865	3.52
(小計)		8,761,078,920	26.52

(本項（当財務諸表内における）次ページに続く)

新生・UTI インドファンド（モーリシャス）株式会社

財務諸表注記事項

（当財務諸表内における 16 ページ）

2006 年 11 月 17 日（設立日）から 2007 年 3 月 31 日までの事業年度

（（当財務諸表内における）前ページから続く）

銘柄	株数	2007年3月31日市場価格評価額（日本円）	資産（ネット）に対する市場価格構成比(%)
電子及び電機			
Havell's India	371,161	437,869,666	1.33
Opto Circuit (India) Ltd	90,000	72,364,865	0.22
（小計）		510,234,531	1.55
金属及び工業製品			
Ahmednagar Forgings Ltd	712,031	458,682,673	1.39
Bharat Heavy Electricals	224,475	1,371,572,584	4.15
Elecon Engineering Co Ltd	318,124	335,276,902	1.02
Emco Ltd	261,890	584,545,558	1.77
Everest Kanto Cylinder Ltd	158,372	353,105,355	1.07
Jyoti Structures	648,242	296,877,316	0.90
Kei Industries Ltd	311,848	56,680,481	0.17
Larsen & Turbo	199,310	872,196,720	2.64
Maharashtra Seamless Ltd	469,000	646,142,568	1.96
Man Industries (India) Ltd	191,344	101,593,321	0.31
Nagarjuna Construction	1,055,000	457,784,459	1.39
（小計）		5,534,457,937	16.77
電力及びガス			
Kalapataru Power Transmission Limited	220,356	647,995,529	1.96
Reliance Industries Ltd	480,550	1,777,190,790	5.38
Suzlon Energy Limited	309,000	836,763,649	2.53
（小計）		3,261,949,968	9.87

（本項（当財務諸表内における）次ページに続く）

新生・UTI インドファンド（モーリシャス）株式会社

財務諸表注記事項

(当財務諸表内における 17 ページ)

2006 年 11 月 17 日（設立日）から 2007 年 3 月 31 日までの事業年度

((当財務諸表内における) 前ページから続く)

銘柄	株数	2007年3月31日市場価格評価額（日本円）	資産（ネット）に対する市場価格構成比(%)
その他			
ABB Ltd	117,657	1,129,189,208	3.42
Ambuja Cements Ltd	1,870,000	539,267,568	1.63
HDPC Bank Ltd	428,765	1,100,187,813	3.33
Maruti Udyog Ltd	364,546	807,617,179	2.44
Siemens Ltd	215,731	635,910,852	1.93
UTI Bank	497,500	659,053,041	2.00
(小計)		4,871,225,661	14.75
投資額総計		27,592,904,146	83.56

#### 6. 売掛金及びその他未収金

	2007年度 (日本円)
未収配当金	23,371,514
UTI International Ltd 宛発行済議決権付株式代金未払分	100,000
合計	23,471,514

#### 7. 現金及び現金同等物

	2007年度 (日本円)
ドイツ銀行モーリシャス	300,000,000
ドイツ銀行ムンバイ	5,717,203,141
合計	6,017,203,141



## 8.資本金

授權資本	2007年度 (日本円)
議決権付株式(management shares) 1,000株、額面100円	100,000
参加株式(participating shares) 1,000,000,000株、額面100円	100,000,000,000
合計	100,000,100,000

発行全額払込済株式	2007年度 (日本円)
議決権付株式 1,000株、額面100円	100,000
参加株式 35,490,400.957株、額面100円	3,549,040,096
合計	3,549,140,096

株式に付帯している権利は以下の通りであります。

- ・当会社の議決権付株式所有者は、保有する議決権付株式1株につき1個の議決権を有するものとされております。
- ・議決権付株式については、全てのファンドに起因する配当又は資産の剰余金の配分を受ける資格を持たないものとし、又償還もしくは買戻しが行われないものとし、当会社の整理又は解散の場合又は資本の配分の際に、当会社の一般資産に対して同順位によって参加する権利のみを有するものとされております。当会社の一般資産は議決権付株式の保有者の間でのみ、比例按分により配分されるものとし、当該支払は保有する議決権付株式数に実務的に近似して比例する割合で行われるものとされております。
- ・参加株式の所有者は議決権以外の権利を保有しております。
- ・配当は、取締役会が適切と考える時期及び金額により、取締役会により承認され支払の宣言が行われるものとされております。

新生・UTIインドファンド（モーリシャス）株式会社

財務諸表注記事項

（当財務諸表内における 19 ページ）

2006年11月17日（設立日）から2007年3月31日までの事業年度

## 9.株式プレミアム

	2007年度（日本円）
参加株式発行時点における株式プレミアム	30,962,959,904

償還可能参加株式の額面金額と発行価格の差額は、株式プレミアム勘定により処理され、同勘定は分配不能な準備金勘定であります。その代わりに、株式プレミアムは償還可能参加株式の償還の際には減額されます。

## 10.買掛金及びその他未払金

	2007年度（日本円）
管理及び評価費用未払金	2,728,976
監査費用未払金	942,486
マネジメント手数料未払金	17,102,345
組成コスト未払金	9,118,118
DB ムンバイポートフォリオ手数料未払金	1,482,059
登記費用未払金	6,536
売買費用未払金	583,370,958
合計	614,751,478

## 11.課税

当社は、2001年金融サービス振興法(Financial Services Development Act)の目的上、カテゴリー1国際事業免許を受けた会社であります。税務の目的上、当社はモーリシャスの法人税15%の課税を受けます。

但し、当社は、支払った外国の税金及び海外を源泉とする利益に対するモーリシャスの税金の80%のいずれか多い方の金額に相当する税額控除を受ける権利があります。

2004年銀行法により全ての銀行からのコールマネー又は銀行に対する預金は非課税であり、又モーリシャスにおいては、キャピタルゲインに対する課税は存在しません。

調査事業年度中において、法人税債務は発生しておりません。

## 12.金融商品

### 時価

現金及び現金同等物、売掛金その他未収金及び買掛金その他未払金の計上金額は、その時価に略等しいものであります。

### 関連リスク

当会社の投資活動は、金融商品と当社が投資を行う市場の各種のリスクに晒されております。以下は主要なリスクの要約であります。

### 市場リスク

市場リスクは金融商品の市場価値の変動により発生する可能性がある潜在的な損失であります。当会社の市場リスクは、金利、外国為替及び市場の変動率等の多くの要素により決定されます。当会社はその投資業務を、市場の下落に対するエクスポージャーを限定しながら、市場における潜在的な値上がりの可能性を追求する方法により行っております。

### 信用リスク

信用リスクは、相手方当事者が当社に対する債務の条件に従った履行を怠った場合に当社が被る潜在的な損失であります。当会社は、信用力の高い且つ評判の良い会社を通じて取引を行うことにより、その信用リスクを限定しております。貸借対照表の日付において、信用リスクの大きな集中は有りません。信用リスクの最大金額は、貸借対照表における各金融資産の計上金額であります。

### 流動性リスク

当会社は十分な現金と市場性のある有価証券を保有し、当社が購入及び償還の決済を行うことが出来る流動性を管理しております。

### 通貨リスク

当会社はインドルピー建株式に投資を行っております。従って、日本円の対インドルピー為替レートの変動が、報告されたインドルピー建の当会社の資産及び負債の価値に重大な影響を与えるというリスクに晒されております。

（本項（当財務諸表内における）次ページに続く）

2006年11月17日（設立日）から2007年3月31日までの事業年度

（（当財務諸表内における）前ページから続く）

当会社の金融資産及び負債の通貨別概要は、以下の通り要約されます。

	金融資産 2007年度（日本円）	金融負債 2007年度（日本円）
インドルピー	33,333,478,801	606,685,092
米ドル	0	7,228,462
英国ポンド	0	837,924
日本円	300,100,000	0
合計	33,633,578,801	614,751,478

#### 集中リスク（コンセントレーション・リスク）

2007年3月31日現在、当会社のネットベース資産の大部分は、インド企業に対する投資により構成されており、この投資には他の国に対する投資には通常起こらない問題とリスクが含まれております。インドの将来の経済的又政治的な展開が、当会社の投資先企業の有価証券の流動性及び/又は価値に影響を与える可能性があります。

#### 金利リスク

当会社の金融資産及び負債の大半は有利子ではなく、従って当会社は現在の市場水準における金利変動による大きなリスクを負っておりません。

#### 13.機能及び報告通貨

当会社は、2001年会社法並びに2001年金融サービス振興法に基づくカテゴリー1国際事業免許を取得しており、当会社はモーリシャスルピー以外の通貨によりその事業を行うことを義務付けられております。当会社は国際的な環境下において事業を行い又その取引の大半を外貨建てにより行うため、機能通貨として日本円を使用することを選択しました。

新生・UTIインドファンド（モーリシャス）株式会社

財務諸表注記事項

(当財務諸表内における 22 ページ)

2006年11月17日（設立日）から2007年3月31日までの事業年度

---

#### 14.利害関係当事者との間の取引

2007年3月31日に終了した事業年度において、当社は利害関係当事者との間における取引を行っております。利害関係当事者との間の取引の性格、数量並びにその残高は以下の通りであります。

UTI Investment Management Company (Mauritius) Limited に対する支払手数料

	2007年度金融債務 (日本円)
損益計算書費用計上金額	38,633,207
当該事業年度中支払金額	(21,530,862)
2007年3月31日未払残高	17,102,345

#### 15.持株会社並びに究極の持株会社(Ultimate Holding Company)

当社の持株会社及び究極の持株会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行の証券投資ファンドとして登録されたファンド・オブ・ファンズであり、日本の金融庁の監督下にある、新生・UTIインドファンド（Shinsei UTI India Fund）であります。

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成 19 年 12 月 28 日現在です。

< 新生・UTI インドファンド >

### 【純資産額計算書】

I 資産総額	61,158,242,995 円
II 負債総額	248,397,738 円
III 純資産総額(I - II)	60,909,845,257 円
IV 発行済数量	42,630,703,571 口
V 1 口当り純資産額(III / IV)	1.4288 円

< 参考 > 新生ショートターム・マザー・ファンド

I 資産総額	501,809,630 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額(I - II)	501,809,630 円
IV 発行済数量	498,944,517 口
V 1 口当り純資産額(III / IV)	1.0057 円

## 第5【設定及び解約の実績】

	設定数量(口数)	解約数量(口数)
第1計算期間 (自平成 18 年 12 月 27 日 至平成 19 年 12 月 10 日)	55,397,030,891	14,106,467,278

(注) 第1計算期間の設定数量(口数)は、当初設定数量(口数)を含みます。

